

年 報

平成 26 年度
自己点検・評価報告書

日本赤十字看護大学

目 次

序章	1
第1章 理念・目的	2
第2章 教育研究組織	4
第3章 教員・教員組織	6
第4章 教育内容・方法・成果	9
第1節 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針	
第2節 教育課程・教育内容	
第3節 教育方法	
第4節 成果	
第5章 学生の受け入れ	47
第6章 学生支援	50
第7章 教育研究等環境	56
第8章 社会連携・社会貢献	62
第9章 管理運営・財務	67
第1節 管理運営	
第2節 財務	
第10章 内部質保証	70
終章	72

序章

平成 26 年度の自己点検・評価は、毎年行っている PDCA サイクルに基づく点検・評価だけでなく、大学基準協会の大学評価を受けるための点検・評価の 2 つを実施した。前者の結果は本年報に、後者の結果は大学基準協会に提出した報告書にまとめた。

このような例年とは異なる事情により（大学評価報告書の内容との重複を避けるために）、本年報では、単年度の PDCA サイクルに基づく点検・評価の記述に特化することにした。具体的には、①本章の中の 10 の各章を「1. 平成 26 年度の発展方策（平成 25 年度年報に記載）」「2. 現状の説明」「3. 点検・評価」「4. 平成 27 年度に向けた発展方策」「5. 根拠資料」に分けて記述した。②「2. 現状の説明」は、例年のように大学基準協会の点検・評価項目ごとの細かな記述ではなく、「1. 平成 26 年度の発展方策（平成 25 年度年報に記載）」の実施状況に限定して記述した（ただし、第 4 章は、内容が広範囲に及ぶため、大学基準協会の点検・評価項目ごとに記述した）。③それに基づいて「3. 点検・評価」と「4. 平成 27 年度に向けた発展方策」を記述した。

よって、平成 26 年度の単年度の点検・評価以外に、平成 21 年度の大学評価以後の中期的な点検・評価の結果をお知りになりたければ、大学評価報告書をご覧いただければ幸いである。

第1章 理念・目的

1. 平成26年度の発展方策（平成25年度年報に記載）

①効果が上がっている事項

〈看護学部〉

- ・年度末に学部生を対象とする教育評価アンケートの実施を継続する。

〈看護学研究科〉

- ・年度末に大学院学生を対象とする教育評価アンケートの実施を継続する。

②改善すべき事項

〈看護学部〉

- ・卒業生を対象にディプロマ・ポリシーの到達度を調査する教育評価アンケートを実施する。

〈看護学研究科〉

- ・修了生を対象にディプロマ・ポリシーの到達度を調査する教育評価アンケートを実施する。

2. 現状の説明

〈看護学部〉

本学の理念・目的、ディプロマ・ポリシー等の適切性を定期的に検証するために、平成25年度末に4年生を対象とする教育評価アンケートを実施した。平成26年度は、年度初めのガイダンス期間中に新2年生～新3年生を対象として同様のアンケートを実施したほか、新規に8月には卒業生と卒業生が多く就職している施設の看護管理職を対象として、さらに年度末の2月には4年生を対象として、教育評価アンケートを実施した。なお、平成27年度以降、教務委員会が教育評価プロジェクトチームからプロジェクトを引き継ぎ、定期的に教育効果の検証を行っていく予定である。

平成26年度に教学マネジメント会議が設置され、調査結果の検証及び新しい教育課程の編成や実施方針の適切性に関しては、教学マネジメント会議や大学評価委員会等で定期的に検証を開始した。

〈看護学研究科〉

学部と同様に研究科においても、年度初めには在学学生を対象に、8月には修了生を対象に、年度末には修了予定者を対象に教育評価アンケートを行った。

3. 点検・評価

①効果が上がっている事項

〈看護学部〉

- ・在学生、卒業生、施設の看護管理職へのアンケートの結果から、いずれも本学の理念・目的、ディプロマ・ポリシー等の良好な達成状況が明らかになった（資料1-1）。

〈看護学研究科〉

- ・在学生、修了生へのアンケートの結果から、いずれも本学の理念・目的、ディプロマ・

ポリシー等の良好な達成状況が明らかになった（資料 1-2）。

②改善すべき事項

〈看護学部〉

- ・教育評価アンケートの結果を蓄積して、その評価の妥当性を検証する。

〈看護学研究科〉

- ・教育評価アンケートの結果を蓄積して、その評価の妥当性を検証する。

4. 平成 27 年度に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

〈看護学部〉

- ・学部生を対象とする教育評価アンケートの実施を継続する。
- ・卒業生を対象とする教育評価アンケートの実施を継続する。

〈看護学研究科〉

- ・大学院生を対象とする教育評価アンケートの実施を継続する。
- ・大学院修了生を対象とする教育評価アンケートの実施を継続する。

②改善すべき事項

〈看護学部〉

- ・平成 25 年度から平成 27 年度までの教育評価アンケートの結果を比較検討する。

〈看護学研究科〉

- ・平成 25 年度から平成 27 年度までの教育評価アンケートの結果を比較検討する。

5. 根拠資料

資料 1-1 学部生対象の教育評価アンケート結果

資料 1-2 大学院生対象の教育評価アンケート結果

第2章 教育研究組織

1. 平成26年度の発展方策（平成25年度年報に記載）

①効果が上がっている事項

- ・平成25年度の取り組みを今後も継続する。

②改善すべき事項

- ・平成27年度に教育研究組織の適切性・定員数を決定するため、平成26年度に看護学部・大学院の教員組織等の検討を開始する。
- ・また、平成26年度に認定看護師教育課程が休止となることから、武蔵野キャンパスの教員組織体制も併せて検討する。
- ・平成26年度予定の各種事業において、引き続きプロジェクトチームを組織する必要がある場合には、部門長がリーダーとなり、チームメンバーを募り大学全体として活性化していく。必要な人員等の配置は、大学全体の年間事業等を考慮し、効率的な人員配置を行っていく。

2. 現状の説明

教員組織の構造及び領域における人員配置は平成25年度の教員組織図を踏襲し現状を維持した。しかし、平成27年度からは専門看護師育成を現状の26単位から38単位に移行（平成27年度開始予定）が検討されているため、この教育を行うために必要な教員の職位と人数に関して各分野、領域毎に検証を行った。また平成26年度で退職予定の教員の後任に関する検討をおこなった。さらに、看護実践・教育・研究フロンティアセンターは、平成27年度から教育機関の休止予定となっているため、武蔵野キャンパスの人員配置を大幅に削減する必要がある。そのため職員配置の再編に加え、認定教育課程を担当していた成人看護学、老年看護学領域において、助教1名減の教員定数として教員組織図を検討した。

上記の点を踏まえ経営会議で現行の組織図と人員配置を検討し、平成27年度は教員66名の定員による教員組織とした。さらに、小児看護学領域で教授昇格人事の検討を、また精神保健看護学領域で准教授の昇格人事1名、成人看護学領域で准教授昇格人事2名、地域看護学領域で准教授昇格人事1名、看護教育学で准教授昇格人事1名、成人看護学領域で講師昇格人事1名、国際・災害看護学領域で講師昇格人事1名の検討を行い、平成27年度以降の教員組織案を作成した。教授会でこの案が承認された後、教員選考委員会を設け、教員の昇格に関する選考委員会を開催した。教員選考委員会で厳正な審査の結果、昇格案が教授会で承認された。その結果、本学の理念、目標を達成するに相応しい教員組織図を平成27年度案として策定し、教授会承認を経ることができた。

教育理念に基づいた本学の課題と組織図案を検討する中で、国際交流に関する活動を積極的に推進していくことが経営会議、教授会等で検討され、交際交流センターの設置案が提案された。また、その検討に伴い、図書館を情報収集機能をもつ学術的なセンターにする構想も提案され、センター化案が提案された。さらには、地域貢献・交流を活性化する方針も検討され、それを具体化するために、看護実践・教育・研究フロンティアセンターを地域交流フロンティアセンターとして、新たにセンター化する案が提案された。これら

の案を経営会議、教授会で検討し、平成27年度の大学組織図（案）を作成した。

また、本学の学生の到達度を在学中、卒業および就職先の管理者等の視点から教育評価を実施するために、プロジェクトチームを編成した。チームリーダーのもと15名の教員が教育評価に携わり、目的に沿って活動した。

さらに、各種の大学行事を公平に教員が担うことができるよう、行事ごとに運営チームを編成し、メンバーが偏らないよう回数や役割の調整を、委員会の委員長と学部長が共同で行った。

3. 点検・評価

①効果が上がっている事項

- ・平成27年度以降の大学院の教育内容の移行、フロンティアセンターの認定看護師教育の休止等、大学の教育目的や定年に伴う教員の移動等の変化に対応し、教員組織の改正案を計画的かつ適切に検討することができた。その結果、8名の教職ポストに関する教員選考委員会を計画的に進め、規程に基づき適正な選考を行うことができ、平成27年度の教員組織図を作成することができた（資料2-1、資料2-2）。
- ・大学の理念、教育目標に基づき、大学組織全体を検証し、国際交流センター、地域交流センター、図書館情報センターの案を作成し、平成27年度からの組織図を検討したことは大学の教育、研究活動の活性化を図る上で評価できる。
- ・大学行事ごとの運営チームの調整を行ったことは、業務を遂行する上で教員間の業務格差を少なくし、公平な業務の遂行のため方法として有効であった。
- ・フロンティアセンターの組織の再編は、フロンティアセンターの再活性化と大学の理念に基づいた将来像を明確に共有する上で効果的であった。

②改善すべき事項

- ・平成27年度は、改正案に基づき運営する予定であり、それに伴う規程の改正と組織の適切性を検証していく必要がある。

4. 平成27年度に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

- ・大学の理念に基づく諸活動を行うため、大学の組織図や教員組織に関する検討を進め、具体的な組織の改正案を実施する。

②改善すべき事項

- ・新たな組織の運営に関する規程の改正を行い、適切な運営かどうかの検証を行う。

5. 根拠資料

2-1 教員選考規程

2-2 教員昇格内規、教員（内部昇格）業績基準

第3章 教員・教員組織

1. 平成26年度の発展方策（平成25年度年報に記載）

①効果が上がっている事項

〈大学全体〉

- ・決定した平成26年度のFD方針に従いFDを実施する。

〈看護学部〉

- ・試行したレベルⅠ実習指導アンケートの結果をもとに、その他の実習指導評価について検討する。

〈看護学研究科〉

- ・大学院の評価を全教科で実施するかどうか検討する。

②改善すべき事項

〈大学全体〉

- ・FD・SD委員会主催で教員の授業力向上に役立つFDを実施する。

〈看護学部〉

- ・学生の授業評価結果のホームページ等公開に対する学生や教員の評価を調査し、今後の改善に役立てる。

〈看護学研究科〉

- ・大学院の授業評価の今後のあり方を検討する。

2. 現状の説明

〈大学全体〉

平成26年度は、前年度に策定したFD・SDポリシーマップに基づき、FD・SD委員会が大学全体のFD・SDシステムを構築（体系化・系統化）する役割を果たすことを目標にした（根拠資料3-1）。その結果、平成26年度に学内で開催したFDは12回で、表3-1の通りである（根拠資料3-2）。

表3-1 平成26年度実施FD一覧

開催日	テーマ（主催委員会）
5月22日	看護の臨床研究に関する倫理について（研究倫理審査委員会）
6月30日	本学のオープンキャンパス—新入職の方を中心に—（広報委員会）
7月1日	実習指導者研修会（実習委員会）
7月3日	赤十字リサーチフェスタ（フロンティアセンター、研究支援委員会）
8月6日	実習指導者研修会（実習委員会）
8月7日	実習指導者研修会（実習委員会）
9月25日	平成27年度科学研究費助成事業説明会（研究支援委員会、研究倫理審査委員会、FD・SD委員会）
10月30日	アクティブ・ラーニング導入の実践的課題（FD・SD委員会）

- 11月5日 実習指導者研修会（実習委員会）
 - 12月5日 相談員としての基本的な心構え、対応等について（人権・倫理委員会）
 - 1月27日 実習指導者研修会（実習委員会）
 - 2月20日 研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドラインに伴うコンプライアンス研修会（研究支援委員会）
-

〈看護学部〉

学生による授業評価は、平成25年度と同様にすべての授業科目で実施し、その結果をホームページ（PDF ファイル）と図書館（冊子）で公表した（根拠資料 3-3）

実習指導評価アンケートについては、平成26年度はレベルⅠ実習で完全実施し、レベルⅡ実習では試行的に実施したが、平成27年度よりレベルⅡ実習でも完全実施し、レベルⅢ実習は試行する予定である。実習指導評価アンケート自体は公表を前提としているが、自由記述の公表については引き続き検討を行う。また、現在アンケート結果を掲載しているホームページと製本冊子のうち、自由記述も掲載している製本冊子については、作成の有無、形式等については今後検討する。

〈看護学研究科〉

大学院の授業評価の全教科実施については引き続き検討事項とし、平成27年度は前年度と同じ方針で実施する。

3. 点検・評価

①効果が上がっている事項

〈大学全体〉

- ・FD・SD 委員会主催により教員の授業力向上に役立つ FD「アクティブ・ラーニング導入の実践的課題」を実施することができ、参加者の満足度も高かった（根拠資料 3-4）。
- ・FD・SD 委員会がポリシーマップに基づき各委員会実施のFDを体系的に集約し、次年度以降のFD計画を系統的に立案することができるようになった（根拠資料 3-5）。

〈看護学部〉

- ・平成26年度に実施したFDのアンケート結果から判断すると、いずれのFDに対しても満足度が高く、教員の教育研究能力の向上に貢献していると考えられる（根拠資料 3-6）。

〈看護学研究科〉

- ・授業評価の結果を次年度の授業改善に活用している。

②改善すべき事項

〈大学全体〉

- ・FD・SD 委員会が主催する教員の教育能力向上のためのFDの回数を検討する必要がある。

〈看護学部〉

- ・平成25年度から開始した学生の授業評価結果のホームページ等公開に対する学生や教員の評価をまだ行っていないため、その調査実施を検討する必要がある。

〈看護学研究科〉

- ・大学院の授業評価の今後のあり方を引き続き検討する必要がある。

4. 平成27年度に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

〈大学全体〉

- ・FD・SD 委員会は、各委員会が実施するFDの年間計画を把握し、ポリシーマップに基づいた体系化・系統化のシステムを構築していく。

〈看護学部〉

- ・予定通りレベルⅢおよびレベルⅣ-1の実習指導評価アンケートを実施する。

〈看護学研究科〉

- ・今後も授業評価の結果を大学院教育の改善に役立てる。

②改善すべき事項

〈大学全体〉

- ・FD・SD 委員会主催による教員の教育能力向上および大学財務の基礎知識向上に役立つFDを実施する。

〈看護学部〉

- ・授業評価結果の公表に関する学生や教員の評価を調査する。

〈看護学研究科〉

- ・大学院の授業評価の今後のあり方を検討する。

5. 根拠資料

- 3-1 日本赤十字看護大学FD・SDポリシーマップ
- 3-2 平成26年度開催全学FD一覧
- 3-3 ホームページ 平成26年度前期授業評価結果
- 3-4 FD「アクティブ・ラーニング導入の実践的課題」参加者アンケート結果
- 3-5 平成27年度開催予定全学FD一覧
- 3-6 FD参加者アンケート結果

第4章 教育内容・方法・成果

第1節 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

1. 平成26年度の発展方策（平成25年度年報に記載）

①効果が上がっている事項

〈看護学部〉

- ・今後も教育目標に基づいて学士（看護学）の学位を授与することを明示し続けていく。
- ・学生が主体的に自ら学習できる「アクティブ・ラーニング」についてシラバスに盛り込み、学生の学びをさらに深めるよう充実を図っていく。
- ・教育課程やその実施方針だけでなく、教育目標や学位授与方針まで含めて教務委員会で定期的に検証を行っていく。
- ・4年次の学生に対するディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーに関するアンケートを行い、教育目標、学位授与方針、教育課程等の検証を行っていく。

〈看護学研究科〉

- ・ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーに関して、大学院教育に携わる全教員が本大学院の方針を認識でき、よりよい教育を実施すべくさらに周知徹底を図っていく。
- ・院生に対しても、本学大学院のディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーを理解でき、自らの学習と関連づけられるようさらに周知徹底を図っていく。
- ・院生が主体的に自ら学習できる「アクティブ・ラーニング」についてシラバスに盛り込み、院生の学びをさらに深めるよう充実を図っていく。
- ・教育課程やその実施方針だけでなく、教育目標や学位授与方針まで含めて研究科教務委員会で定期的に確認を行っていく。
- ・大学院2年次の院生に対するディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーに関するアンケートを行い、教育目標、学位授与方針、教育課程等の検証を行っていく。

②改善すべき事項

〈看護学部〉

- ・学生が主体的に自ら学習できる「アクティブ・ラーニング」についてさらに具体的にシラバスに盛り込み、学生の学びを深めるよう充実を図っていく。
- ・教育課程やその実施方針、そして教育目標や学位授与方針まで含めて、教務委員会で定期的に確認を行っていく。
- ・4年次の学生だけでなく、各年次の在校生、卒業生に対してもディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーに関するアンケートを行うことで、教育目標、学位授与方針、教育課程等の検証を行って、教育課程に反映させていく必要がある。

〈看護学研究科〉

- ・検討したディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーの周知方法および周知度についてさらに検討していく。
- ・学生が主体的に自ら学習できる「アクティブ・ラーニング」についてさらに具体的にシ

ラバスに盛り込み、学生の学びを深めるよう充実を図っていく。

- ・教育課程やその実施方針、そして教育目標や学位授与方針まで含めて、研究科教務委員会で定期的に確認を行っていく。
- ・大学院を今年度修了生した学生だけでなく、在校生や今までの修了生に対してもディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーに関するアンケートを行い、教育目標、学位授与方針、教育課程等の検証を行って、教育課程に反映させていく必要がある。

2. 現状の説明

(1)教育目標に基づき学位授与方針を明示しているか。

〈看護学部〉

看護学部では、看護の専門職者として必要な能力と姿勢を育むために、以下の看護学部教育目的・目標を定めて、学生便覧（資料 4-1-1、p. 10）、看護学部 HP（資料 4-1-2）、大学案内（資料 4-1-3、p. 5）に明示している。

【看護学部の教育目的・教育目標】

赤十字の理念に基づき、看護の実践と研究に必要な基礎的能力をもち、人類と国際社会に貢献できる、幅広い教養と豊かな人間性のある人材を育てることを目指す。

- (1) 人間がそれぞれに固有の価値をもったかけがえのない存在であることを理解するために必要な知識と感性を身につけ、かかわり合うことができる基礎的能力を養う。人間の尊厳（Human Dignity）と権利（Human Rights）を擁護し、倫理的な判断に基づいて行動することのできる基礎的能力を養う。
- (2) さまざまな健康課題を判断し、対処できるための基礎的能力を養う。
- (3) 急激な自然・社会変化により危機的な健康課題を抱えた人々に必要な看護が実践できるための基礎的能力を養う。
- (4) さまざまな領域の専門家と連携した学際的な活動を展開し、新たな保健福祉コミュニティを創りだすことに貢献できる基礎的能力を養う。
- (5) 国際的な視野を持ち、変化する社会のなかでの自らの役割を認識し、看護実践を通じて国内外で社会貢献することのできる基礎的能力を養う。
- (6) 看護の実践・教育・研究において、生涯にわたって自らを発展させ続けることができるための基礎的能力を養う。
- (7) 常に人間としての成長を目指すとともに、看護専門職としての誇りと責任をもって実践することができる知識と技術を身につける。
- (8) 看護の実践・教育・研究において、生涯にわたって自らを発展させ続けることができるための基礎的能力を養う。
- (9) 常に人間としての成長を目指すとともに、看護専門職としての誇りと責任をもって実践することができる知識と技術を身につける。

上記の教育目的、教育目標に基づき、以下の能力や態度等を卒業までに身につけることをディプロマ・ポリシー（学位授与方針）として定め、学生便覧（資料 4-1-1、pp. 10-11）や看護学部 HP（資料 4-1-2）に明示している。なお、ディプロマ・ポリシーは 2011 年度に検討・

決定し、2012年度から学生便覧等に明示しているが、2014年度に教務委員会で、看護学部シラバス、大学HP、大学案内等の文言を統一するため内容の修正を行い、教授会の審議を経て、2015年度の看護学部シラバス、学生便覧、大学HP、大学案内等で下記のとおり明示することとなった。

【ディプロマ・ポリシー】

①関係を築く力

- ・一人ひとりの人間を総合的に理解することができる。
- ・異なる文化、価値観をもつ人々を、かけがえのない人間として尊重する態度を身につけている。
- ・自己の考えを相手に分かるように主張できるだけでなく、他の人たちそれぞれの独自性を認めつつ、相互に高めあい、支えあう関係を築く能力を身につけている。

②擁護する力

- ・人間の尊厳と権利を倫理的な視点から擁護する能力を身につけている。
- ・一人ひとりの人間の意思と独自性を尊重し守るための能力を身につけている。

③探求する力

- ・健康上の諸課題に気づく能力を身につけている。
- ・健康の諸課題をさまざまな角度から分析する能力を身につけている。
- ・健康上の諸課題に対処するための方法を、根拠に基づいて検討する能力を身につけている。
- ・看護の実践、研究に必要な知識・技術を探求する基礎的な能力を身につけている。

④実践する力

- ・健康レベルに応じた諸課題への対処に必要な知識・技術を学び、実践する能力を身につけている。
- ・環境や状況に応じた看護を実践する能力を身につけている。
- ・災害等の危機的な状況下に生じる健康問題を理解し、援助活動に必要な知識・技術を身につけている。
- ・看護を受ける人の持つ力を活かして実践する能力を身につけている。
- ・自らの行った実践を振り返り、評価する能力を身につけている。

⑤連携する力

- ・変化する保健医療福祉システムに即して看護の機能や看護職の役割を果たす能力を身につけている。
- ・他の専門職の機能や役割を理解し、必要に応じて調整的な機能を果たすための基礎的な能力を身につけている。
- ・地域社会のなかで、さまざまな人々と連携し、健康上の諸課題に対応するためのネットワークの一員として協働する能力を身につけている。

⑥国際貢献する力

- ・国際的な視野に立って、健康上の諸課題を理解することができる。
- ・本学で培った知識・技術を活かして、国際貢献する基礎的な能力を身につけている。

⑦成長する力

- ・専門職としての自らを評価し、必要とされる課題を見いだす能力を身につけている。
- ・国内外の社会変化を的確に把握し、その中で求められる役割に対応できる基礎的な能力を身につけている。
- ・専門職として実践、研究、教育を行うために、自らの可能性を追求し、人間として成長し続ける能力を身につけている。
- ・同僚や後輩等専門職同士で共に教え学びあい、成長し合う姿勢を身につけている。

⑧変化を生み出す力

- ・変動する社会に常に関心を持ち続け、種々の状況下での人々の健康へのニーズを発見する能力を身につけている。
- ・より良い社会の実現にむけて、新たな看護を創り出そうとする姿勢を身につけている。

〈看護学研究科〉

1) 修士課程

修士課程では、「広い視野に立って深い学識を教授し、人間性を涵養するとともに、看護学における研究能力又は高度な専門性を必要とする看護職者としての高い能力を培うこと」を目的に（資料 4-1-4、p. 3）、①看護学独自の研究方法の開発や看護学の現象を追求していくための基礎的能力の強化、②看護実践の質を向上させるための各看護専門領域の理論と実践の統合、③看護教員の育成と看護教育学の確立、④医療の高度化・システムの複雑化・国際社会の中で積極的に有効適切な看護サービスのできる、また、リーダーシップを発揮できる、人材の育成を目指している。これらに基づき、ディプロマ・ポリシーを 2013 年度に決定し、大学院シラバス（資料 4-1-4、pp. 3-4）、大学院 HP（資料 4-1-5）、大学院案内（資料 4-1-6、p. 45）に明示してきた。

これまで、研究科の修士課程において、教育目的は大学院シラバス、大学院 HP、大学案内に明示されてきたが、教育目標については 2009 年の自己点検・評価報告書に下位目的の形で記載されている以外、どの資料にも明示されていなかった。そのため、2014 年度に研究科教務委員会で、修士課程の教育目標の明文化に向けて検討し、2015 年度の大学院シラバス、学生便覧、大学院 HP、大学院案内に下記のとおり明示することとなった。しかし、教育目的、教育目標、ディプロ・ポリシーとの内容の一貫性に課題があるため、今後教育目的の改訂も視野に検討する必要がある。

【教育目標】

幅広い視点で看護の減少を捉え、人々の尊厳と権利を尊重した高い倫理観とともに、高度な看護実践能力や基礎的研究能力のもとに、様々な課題を探究することで看護学の発展と人々の健康に貢献できる看護専門職を育成する。

また、研究科の各課程のディプロマ・ポリシーの内容についても、大学院シラバス、大学院 HP、大学院案内等で周知を図っているが、文言の表記に統一性を欠くところがあった。そのため、2014 年度には、研究科教務委員会で、ディプロマ・ポリシーの表記について検討し、研究科委員会の審議を経て、2015 年度の大学院シラバス、学生便覧、大学院 HP、大学院案内には以下のように明示することとなった。

【ディプロマ・ポリシー】

看護学研究科修士課程に所定の期間在学し、本研究科の修了要件となる単位数を修得するとともに、学位論文審査に合格し、以下の要件を満たす者に、修士（看護学）を授与する。

- ①現場のさまざまな課題を幅広い視点から捉え探求する能力を有している。
- ②人間の尊厳と権利を擁護し、倫理観をもとに問題を探求する能力を有している。
- ③研究に取り組むための基礎的能力を有している。
- ④保健医療福祉システムにおいて、他の専門職との協働、看護職としての役割を発揮する能力を有している。

高度専門職業人を目指す者は①～④に加え、以下の能力を有している。

- ⑤看護学の専門分野における卓越した臨床看護能力
- ⑥課題を解決するために、既存のシステムのみならず新たなシステムを構築し、マネジメントする能力

研究・教育者を目指す者は①～④に加え、以下の能力を有している。

- ⑦看護学の専門分野についての知識を体系化する能力
- ⑧看護学の発展に寄与する研究、それらに基づく教育に取り組む基礎的な能力

2) 博士後期課程

博士後期課程では、「看護学研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するために必要な高度の研究能力及びその基礎となる幅広く豊かな学識を養うこと」を目的に（資料 4-1-4、p. 3）、①看護学の研究・開発を自立的に進めることができる看護研究者の育成、②高等教育機関における看護学教授及び管理運営者の育成、③保健医療施設で活躍する看護管理者の育成、④看護の国際協力に貢献し得る看護専門職の育成を目指している。これらに基づきディプロマ・ポリシーを、大学院シラバス（資料 4-1-4、p. 4）、大学院 HP（資料 4-1-5）、大学院案内（資料 4-1-6、p. 45）に明示してきた。

しかし、博士後期課程においても、教育目的は大学院シラバス、大学院 HP、大学案内に明示されているが、教育目標については2009年の自己点検・評価報告書に下位目的の形で記載されている以外、どの資料にも明示されていなかった。そのため、2014年度に研究科教務委員会で、博士後期課程の教育目標の明文化に向けて検討し、2015年度の大学院シラバス、学生便覧、大学院 HP、大学院案内に下記のとおり明示することとなった。しかし、教育目的、教育目標、ディプロマ・ポリシーとの内容の一貫性に課題があるため、今後教育目的の改訂も視野に検討する必要がある。

【教育目標】

看護学における深い学識や高度な実践能力とともに、卓越した専門性と倫理観に基づき人々の健康に貢献しうる研究を自立して行う能力をもち、国際的・学際的に看護学の発展に寄与できる看護専門職を育成する。

【ディプロマ・ポリシー】

看護学研究科博士後期課程に所定の期間在学し、修了要件となる単位数を修得するとともに、学位論文審査に合格し、以下の要件を満たす者に、博士（看護学）を授与する。

- ①看護学において、深い学識や高度な実践能力に基づき、看護学の発展と深化に寄与し、人びとの健康と福祉に貢献しうる研究活動を独立して担う能力を有している。
- ②卓越した専門性と倫理観を有し、指導者、管理者、教育者、研究者として、国際的・学際的にリーダーシップを発揮できる資質・能力を有している。

3) 博士課程共同災害看護学専攻 (DNGL)

2014 年に開講した博士課程共同災害看護学専攻は、高知県立大学、兵庫県立大学、千葉大学、東京医科歯科大学、日本赤十字看護大学の 5 大学が共同で設立した 5 年一貫課程の共同大学院で、災害看護グローバルリーダー養成プログラム (DNGL) を実施している。この専攻の目的は、「看護学を基盤として、他の関連諸学問と相互に関連・連携しつつ、学術の理論及び応用について産官学を視野に入れた研究を行い、特に災害看護に関してその深奥を極め、人々の健康社会の構築と安全・安心・自立に寄与すること」であり (資料 4-1-7、p. 2)、「求められている災害看護に関する多くの課題に的確に対応し解決できる、学際的・国際的指導力を発揮するグローバルリーダーとして高度な実践能力を有した災害看護実践者並びに災害看護教育・研究者を養成すること」を教育目標としている (資料 4-1-7、p. 2)。これらの教育目的・教育目標に基づき、ディプロマ・ポリシーを以下のとおり定め、履修の手引き (資料 4-1-7、pp. 2-3)、大学院 HP (資料 4-1-5)、大学院案内 (資料 4-1-6、p. 14) に明示している。

【ディプロマ・ポリシー】

博士課程共同災害看護学専攻に所定の期間在学し、修了要件となる単位数を修得するとともに、博士論文の審査及び最終試験に合格し、以下の要件を満たす者に学位を授与する。学位の名称は、博士 (看護学) とし、Disaster Nursing Global Leader を付記する。

- ①人間の安全保障を理念として、いかなる災害状況でも「その人らしく健康に生きる」ことを支援することができる能力を有している。
- ②災害サイクル諸局面において「健康に生きるための政策提案」に取り組むことができる能力を有している。
- ③グローバルな視点から安全安心社会の実現に向けて、産学官との連携を築き、制度やシステムを変革できる能力を有している。
- ④学際的な視点、国際的な視点から災害看護学を構築し、災害看護学を研究開発できる能力を有している。

(2) 教育目標に基づき教育課程の編成・実施方針を明示しているか。

〈看護学部〉

教育目標に基づいて、本学のカリキュラム・ポリシーを、以下のように定め、学生便覧 (資料 4-1-1、pp. 11-12)、看護学部 HP (資料 4-1-2)、大学案内 (資料 4-1-3、p. 10) に明示してきた。しかし、2014 年度に教務委員会で、看護学部シラバス、大学 HP、大学案内等の文言を統一するため内容の修正を行い、教授会の審議を経て、2015 年度の看護学部シラバス、大学 HP、大学案内等で下記のとおり明示することとなった。

【カリキュラム・ポリシー】

本学のカリキュラムは、教育目的・目標の実現をめざし、看護専門職として基礎的な内容から専門的・応用的な内容にわたる学習段階を重視したカリキュラム構造としている。

特に、基礎的な学習においては、学生一人ひとりの個性に応じた丁寧な教育を実施し、学習段階が進む中で、常に人道（Humanity）を実現するための看護の原点に立ち返って探求できるようなカリキュラムとしている。

さらに、学生の自律的・創造的な力を強化するために、自己学習を促進するようなゆとりのあるカリキュラムとし、より応用的・発展的な学習を選択的に履修できるような科目設定をしている。

具体的には、＜基礎科目群＞と＜看護専門科目群＞という2つの科目群によって構成し、2つの科目群のバランスを配慮したカリキュラム構造としている。

＜基礎科目群＞は、建学の理念を基盤とした幅広い教養と豊かな人間性のある人材育成を目的とするための科目群である。ここでは、「赤十字」「人間」「社会」「自然と科学」「情報」「言葉」「基礎ゼミ」「健康」に区分する。

この科目群のねらいは、以下の通りである。

- ・高等学校からの連携教育を図る。
- ・幅広い視点から創造的思考力を育成する。
- ・医療の高度化や看護ニーズの多様化等に対応する専門的能力を育成する。

＜看護専門科目群＞は、看護学の専門的知識・技術を基礎から応用へと段階的に学習するための科目群である。ここでは、「看護論」「看護技術論」「看護援助論」「精神保健看護学」「発達看護学」「健康レベル別看護学」「地域・在宅看護学」「看護管理学・看護教育学」「応用看護学」「国際・災害看護学」「看護学実習」「研究」に区分する。

この科目群のねらいは、以下の通りである。

- ・エビデンスに基づいた看護を展開できる力を育成する。
- ・さまざまな健康レベルや場に応じた諸課題に対応できる実践能力を育成する。
- ・国内外の災害救援・救護及び国際開発協力等における実践能力を育成する。
- ・看護職（保健師・看護師）に共通する地域社会の中で連携して実践していくための能力を育成する。
- ・学習段階に応じたレベル別の看護学実習を展開する。
- ・一人ひとりの人間がもつ固有の価値を認めて関係を築く能力と人間の尊厳と権利を擁護する能力を育成する。
- ・健康レベルに応じた看護実践能力に加え、急性期化する医療機関での看護実践能力を育成する。

〈看護学研究科〉

1) 修士課程

修士課程のカリキュラム・ポリシーを2012年度に定め、2013年度より大学院シラバス（資料4-1-4、pp.4-5）、大学院HP（資料4-1-5）、大学院案内（資料4-1-6、p.4）に明示してきた。しかし、2014年度に、CNS教育課程（26単位）からCNS教育課程（38単位）への改正に伴う修正、大学院シラバス、大学院HP、大学院案内等における一貫性のある表記に統一す

るために、研究科教務委員会でカリキュラム・ポリシーの改正案を作成した。その後研究科委員会での審議を経て、2015年度の大学院シラバス、学生便覧、大学院HP、大学院案内には以下のように明示することとなった。

【カリキュラム・ポリシー】

(修士課程)

看護学専攻と国際保健助産学専攻の2専攻があり、それぞれのカリキュラムを開設している。専攻ごとに看護学・国際保健助産学の課題に対応する実践能力の向上、研究能力の育成を積極的に推し進める。将来的には、国際的・学際的な指導力、管理能力、教育力、研究力を発揮できる人材の育成を基本理念としている。

看護学専攻・国際保健助産学専攻の教育目標に到達するため、以下の方針に基づき、教育課程を編成している。

- ①専攻を超えた学習が必要な内容を共通科目として置く。
- ②研究能力育成のための科目を置く。
- ③赤十字の理念に基づく人道、国際性に関する科目を置く。

看護学専攻においては、さらに以下の方針に基づき、教育課程を編成している。

- ①10の専門領域（基礎看護学、がん看護学、小児看護学、成人看護学、老年看護学、精神保健看護学、地域看護学、看護教育学、看護管理学、国際・災害看護学）に必要な科目（特講・演習・実習）を置く。
- ②専門看護師認定試験受験（CNSコース：がん看護、小児看護、クリティカルケア看護、慢性看護、老年看護、精神看護、在宅看護、災害看護）に必要な科目を置く。
- ③高度専門職業人育成として認定看護管理者認定審査受験、及び看護師等養成所の専任教員または教務主任の養成講習会修了資格取得に必要となる科目を置く。

国際保健助産学専攻においては、さらに以下の方針に基づき教育課程を編成している。

- ①専門領域に必要な科目（特講・演習・実習）を置く。
- ②助産師国家試験受験資格に必要となる科目を置く。

2) 博士後期課程

さらに博士後期課程のカリキュラム・ポリシーについても、2012年度に定め、2013年度より大学院シラバス（資料4-1-4、p.5）・大学院HP（資料4-1-5）、大学院案内（資料4-1-6、p.4）に明示してきた。しかし、2014年度に大学院シラバス、大学院HP、大学院案内等における一貫性のある表記に統一するために、研究科教務委員会でカリキュラム・ポリシーの改正案を作成した。その後研究科委員会での審議を経て、2015年度の大学院シラバス、大学院HP、大学院案内には以下のように明示することとなった。

【カリキュラム・ポリシー】

看護学研究科博士後期課程の教育目的に到達するため、以下の方針に基づき教育課程を編成している。

- ①分野として、基礎看護学、応用看護学（母性看護学、小児看護学、成人看護学、老年看護学、精神保健看護学、地域看護学、国際・災害看護学）、看護教育・管理学を置く。

- ②分野毎に必要な特論、特別研究、共通科目を置く。
- ③高度な研究能力育成のため、看護科学特論Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ、看護研究特論Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ・Ⅵ、研究計画書セミナーを共通科目に置く。
- ④学生の個別性に即した論文指導を行うため、3年間にわたり分野毎に特別研究を置く。

3) 博士課程共同災害看護学専攻

博士課程共同災害看護学専攻のカリキュラム・ポリシーについては、教育目的・教育目標に基づき以下のように定め、履修の手引き（資料4-1-7、p.4）・大学院HP（資料4-1-5）、大学院案内（資料4-1-6、p.14）に明示している。

【カリキュラム・ポリシー】

博士課程共同災害看護学専攻は、災害看護のグローバルリーダーを養成するために、教育目的に基づき、以下のような方針で教育課程を編成している。

- ①カリキュラムは、災害看護学の基礎となる「看護学の基盤に関する科目群」「災害グローバルリーダーに必要な学際的科目群」、災害看護学を学問として構築する能力を養うための「災害看護学に関する科目群」、災害看護学に関する専門的な実践や研究、グローバルリーダーとしての機能・役割を身につけるための「災害看護学演習」「災害看護学実習」及び「災害看護学に関する研究支援科目群」の6つの科目群によって構成する。
- ②学生が自分の関心や課題に沿って自律的に学び、グローバルリーダーとしての能力を培うことができるように、「災害看護学演習」及び「災害看護学実習」の科目群に「インディペンデントスタディ」を科目として置く。
- ③構成大学院（「高知県立大学大学院看護学研究科」「兵庫県立大学大学院看護学研究科」「千葉大学大学院看護学研究科」「東京医科歯科大学大学院保健衛生学研究科」「日本赤十字看護大学大学院看護学研究科」）は、学生が各構成大学院から10単位以上の履修ができるように必要な科目を開講する。
- ④学修の過程で、その成果を確認するために、Preliminary Examination と Qualify Examinationを実施する。
- ⑤構成大学院の専任教員による研究指導体制の下で災害看護学に関連する理論、高度な実践や研究についての知識を統合し、災害看護学の「博士論文」を作成できるように科目を編成する。

(3)教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針が大学構成員（教職員及び学生等）に周知され、社会に公表されているか。

〈看護学部〉

学部の教育目標、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーについては、学生便覧（資料4-1-1、pp.10-12）、学部HP（資料4-1-2）、大学案内（資料4-1-3、p.5）に掲載して、学生・教職員の他、社会にも公表している。特に入学を希望する高校生やその保護者等には、オープンキャンパスの機会を用いて説明している。また、大学構成員に対しては、教授会・教員会議等を通じて適宜、共通理解を図っている。学生へは、新年度のガイダンス

スに学生便覧（資料 4-1-1、pp. 10-12）を用いて説明している。シラバスには、各科目の授業概要のみ掲載し、教育目標やディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーは掲載していない。そのため、2015 年度からは、シラバスにも教育目標やディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーを掲載することとなった。

〈看護学研究科〉

2012 年度に策定したディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーについては、大学院シラバス（資料 4-1-4、pp. 3-5）、大学院 HP（資料 4-1-5）、大学院案内（資料 4-1-6、pp. 4-5）に明示し、新年度ガイダンスやオリエンテーション、大学院進学説明会等を通して教職員や学生、受験生等に周知している。また、情報の透明性や明瞭性が増すよう、2014 年度からフェイスブック等の広報媒体も用いて周知徹底を図っている。

しかし、修士課程及び博士後期課程において、教育目的は大学院シラバス、大学院 HP、大学案内に明示されているが、教育目標については 2009 年の自己点検・評価報告書に下位目的の形で記載されている以外、どの資料にも明示されていなかった。そのため、2014 年度に研究科教務委員会で、各課程の教育目標の明文化に向けて検討し、2015 年度のシラバス、学生便覧、大学院 HP、大学院案内に明示することとなった。

看護学研究科の各課程におけるディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーの内容について、大学院シラバス、大学院 HP、大学院案内等における文言の表記に一貫性が欠いていたため、研究科教務委員会で表記に統一するためのディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーの改正案を作成し、研究科委員会での審議を経て、2015 年度の大学院シラバス、大学院 HP、大学院案内、さらに学生便覧等にも明示することとなった。

また、2014 年度に開講した博士課程共同災害看護学専攻（DNGL）のディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーについても、履修の手引き（資料 4-1-5、pp. 2-4）、大学院 HP（資料 4-1-5）、大学院案内（資料 4-1-6、p. 14）に明示し、新年度ガイダンスやオリエンテーション、大学院進学説明会等を通して教職員や学生、受験生等に周知している。

（4）教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の適切性について定期的に検証を行っているか。

〈看護学部〉

現在のカリキュラムについては、2010 年に「カリキュラム検討委員会」を立ち上げて検討し、2012 年度に大幅改訂を行った。その際、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーについても、従来の「教育目標」「卒業生の特性」を土台にして検討を行った。2014 年度においても、教務委員会の中で、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに関する前年度からの持ち越された目標について確認し、年度末には教育目標や学位授与方針も含めて目標の達成度について検討を行った。

また、2013 年度末には、ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーに関して、卒業を控えた学部 4 年生に対して質問紙調査を行い、4 年間を通しての目標の達成度について尋ねた。その結果、ディプロマ・ポリシーに関しては、卒業時に「身につけているかどうか」との質問に対して、「強くそう思う」「そう思う」と回答した割合の合計が 60%以上の項目は、全体の 25 項目中の 20 項目であり、ほぼ達成されているといえる。一方、卒業時に身につけていると回答した者が 50%に満たなかったのは、「国際的な視野に立って、健康

上の諸課題を理解することができる能力」と「国内外の社会変化を的確に把握し、その中で求められる役割に対応できる基礎的な能力」の2項目であった。

また、カリキュラム・ポリシーに関しては、全体の10項目のうち7項目で60%以上の学生が肯定的な評価を下しており、ほぼ適切なカリキュラムと評価できる。学生の肯定的な評価が60%に満たなかったのは、「高等学校での学習を補ったり、大学への学習へとつないでいくことを考えたカリキュラムである」の項目のみであった（資料4-1-8、pp. 25-29）。

さらに、2014年4月には各学年の在學生に、8月には卒業生及び在學生に対しても同様の調査を行い、本学のディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーについて尋ねており、今後も継続していく予定である。（資料4-1-8、pp. 5-24, pp. 60-61）

〈看護学研究科〉

2012年度に、研究科教務委員会で修士課程と博士後期課程のディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーを検討し、その後研究科委員会で承認を得た。翌年2013年度にも、再度ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーの追加修正を行った。さらに2014年度にもディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーの表記に関する追加修正を行い、教育目標についても新たに作成した。このように年度開始時に研究科教務委員会の中でディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーに関して前年度から持ち越された目標について確認し、その年度末に教育目標も含めてディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに関する目標の達成度について検討を行っている。

また、学部と同様に2014年3月には、ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーに関して、修士課程2年次と博士後期課程3年次の学生に対して質問紙調査を行い、2年間及び3年間以上を通しての目標の達成度についての評価を受けた（資料4-1-8、pp. 30-54）。その結果、ディプロマ・ポリシーに関する16項目のうち、「強くそう思う」「そう思う」と回答した看護学専攻の学生が60%以上だった項目は、看護実践能力、倫理的課題の分析能力、人間の尊厳や権利を擁護する能力、研究課題をもとに研究計画書を作成する能力等の5項目で、30%未満の項目は「専門分野における知見を評価する能力」のみであった。

一方、国際保健助産学専攻では、「強くそう思う」「そう思う」と回答した学生が60%以上であった項目は、看護実践能力、倫理的課題の分析能力、人間の尊厳や権利を擁護する能力、研究能力等の6項目で、30%未満の項目は、複雑な現象への対応能力、知見を評価する能力、知見を全体に位置づける能力の3項目であった。これは、これから助産師国家試験を受験する大学院生にしてみれば、当然の結果ともいえる。

また、カリキュラム・ポリシーに関する5項目うち、看護学専攻で「強くそう思う」「そう思う」と回答した学生が60%以上であった項目は3項目で、国際保健助産学専攻ではなかった。

博士後期課程の学生では、ディプロマ・ポリシーに関する10項目のうち、「強くそう思う」「そう思う」と回答した学生が60%以上だった項目は「自らの専門性に基づき、広く保健医療福祉に関する現象を捉える能力」と「高い倫理観を備え人々の尊厳と権利を擁護する能力」の2項目のみで、30%未満の項目は研究やリーダーシップに関する5項目であった。これらの結果は、1、2年次の学生や、3年を超えて在籍している院生も回答しているため、肯定的回答が少なくなった可能性がある。また、カリキュラム・ポリシーに関する4項目のうち、「強くそう思う」「そう思う」と回答した学生が60%以上であった項目は「看護学を

学問的に深く探求できるカリキュラム」と「各専攻の課題に対応する実践能力の向上を図るカリキュラム」の2項目で、30%未満の項目はなかった。

2014 年度に開講した博士課程共同災害看護学専攻（DNGL）では、DNGL プログラム管理運営委員会のもと教育課程連絡協議会をおき、毎月1回定例の遠隔TV会議システムを用いて、教育目標、学位授与方針、および教育課程の編成・実施方針について確認・検討を行っている。

3. 点検・評価

①効果が上がっている事項

〈看護学部〉

- ・ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーについては、学生便覧、HP、大学案内にて公表するとともに、学生には、毎年のガイダンスで、入学希望者にはオープンキャンパスで説明してきており、本学の基本方針については、学内外ともに十分周知されている。
- ・教育目標やディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーについては、学生便覧、学部HP、大学案内を通して、一貫した表現で統一性を維持できるよう追加修正を加え、教職員や学生に周知できるよう改善した。
- ・シラバスに、各科目の授業概要だけでなく、教育目標やディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーを掲載して学生への周知を図った。

〈看護学研究科〉

- ・修士課程及び博士後期課程において、教育目標については下位目的の形でしか明文化されていなかったが、2015年度の大学院シラバス、大学院HP、大学院案内、学生便覧等に明文化することとなった。
- ・看護学研究科の各課程におけるディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーの内容について、大学院シラバス、大学院HP、大学院案内等における文言の表記に一貫性が欠いていたため、改正案を検討し、2015年度の大学院シラバス、大学院HP、大学院案内、学生便覧等に明示することとなった。
- ・2014年にはディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーに関して、修士課程2年次と博士後期課程の学生に対して質問紙調査を行い、目標の達成度についての評価を受け、今後に活用していくための資料を得た（資料 4-1-8）。

②改善すべき事項

〈看護学部〉

- ・特になし

〈看護学研究科〉

- ・教育目的、教育目標、ディプロマ・ポリシーとの内容の一貫性に課題があるため、今後教育目的の改訂も視野に検討する必要がある。

4. 平成27年度に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

〈看護学部〉

- ・今後も教育目標、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーについて、学生便覧、大学 HP、大学案内で明示するとともに、その浸透に向けて、学内においては教授会や新学期ガイダンス等の機会をとらえて周知を図る。入学希望者にはオープンキャンパス等の機会を利用して説明し、周知の徹底を図る。
- ・今後も、教務委員会、広報委員会、事務局等で連携しながらディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーについて整合性を確保する。
- ・また、シラバスにも、教育目標やディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーを掲載し、学生への周知を図る。

〈看護学研究科〉

- ・研究科教務委員会で、2012年度に策定されたディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーについて定期的に点検・評価を行う。
- ・ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーを周知させることによって、大学院教育に携わる全教員が本大学院の方針を再認識し、よりよい教育を実施することへの意識を高めていく。
- ・ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーに関して、今後も院生・修了生に対して質問紙調査を行い、目標の達成度についての教育評価を継続して行う。

②改善すべき事項

〈看護学部〉

特になし。

〈看護学研究科〉

- ・教育目的、教育目標、ディプロマ・ポリシーとの内容の一貫性に課題があるため、教育目的の改訂も視野に検討する必要がある。

5. 根拠資料

- 4-1-1 学生便覧（2014 年度）（既出 1-7）
- 4-1-2 教育方針・受入方針（学部）（大学 HP）（既出 1-13）
<http://www.redcross.ac.jp/fclty/concept.html>
- 4-1-3 2014 年度大学案内（既出 1-4）
- 4-1-4 大学院シラバス（2014 年度）（既出 1-8）
- 4-1-5 教育方針・受入方針（大学院）（大学 HP）
<http://www.redcross.ac.jp/grdschool/concept.html>
- 4-1-6 2014 年度大学院案内（既出 1-5）
- 4-1-7 共同災害看護学専攻 博士課程 履修手引き（2014 年度）
- 4-1-8 教育評価に関する調査報告書（2014 年度）（既出 1-11）

第2節 教育課程・教育内容

1. 平成 26 年度の発展方策（平成 25 年度年報に記載）

①効果が上がっている事項

〈看護学部〉

- ・今年度から、編入生だけでなく学部生に対しても様々な履修モデルを提示したが、このモデルをさらに改良し、学生に対してより具体的で効率的な履修指導を行っていく。
- ・新形式の初年度教育である「基礎ゼミⅠ」での看護研究における文献検討の方法や論文作成方法をさらに拡充する。

〈看護学研究科〉

- ・38単位専門看護師（CNS）教育課程における共通科目Bの「フィジカルアセスメント」の内容について、各分野の特徴を考慮しながら、看護教員だけではなく、実践現場で活躍する専門看護師（CNS）の演習を盛り込むなど、より高度な実践能力が獲得できるように工夫する。
- ・博士後期課程のコースワークでは、国際的・学際的知識と、理論的知識や研究方法をより体系的に習得できるように、学生の反応や授業評価を通して、内容をより充実したものにしていく。

②改善すべき事項

〈看護学部〉

- ・新カリキュラム導入 2 年目全体を通しての運用・評価に関する検討を行い、移行期における課題を明確にし、これをベースにより適切な履修指導の提供および履修モデルの構築が急務である。
- ・次年度の新 3 年生向けの暫定的な措置である「保健師教育課程」に関し、既に決定されている運用の手順の成否の検討が必要である（資料 4-2-2、p. 12-17）。

〈看護学研究科〉

- ・各専門看護師（CNS）教育課程の 38 単位カリキュラム申請に向けて、必要な講義内容や構成、時間割を具体的に検討していく必要がある。
- ・専門看護師（CNS）教育課程が 38 単位に移行する方向性に伴い、本学のディプロマ・ポリシーに照らし、修士論文の質と内容の到達基準を明確にし、単位化を行う。
- ・国際的に活躍する人材を育成するため、国際学会への参加、発表の機会が得られる工夫や、看護学部で行われている短期留学制度の導入の検討を行う。
- ・社会人履修形態を、具体的に大学院案内パンフレットやホームページにも明示し、広く周知するとともに、社会人履修形態を活用した学生の実態調査を行い、学生がびやすい環境を整えるための努力を続ける。
- ・共同大学院である災害看護グローバルリーダー養成プログラム（DNGL）の開講や CNS38 単位制への移行に伴い、時間割の過密化も懸念され、教室の確保を含め学生が学びやすい環境と時間割の工夫が必要である。

2. 現状の説明

(1)教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

〈看護学部〉

2012 年度導入の新カリキュラムは、従来の科目編成方針を踏襲し、＜基礎科目群＞と＜看護専門科目群＞から構成されているが、指定規則の改正に伴い、保健師教育課程を選択

制にするともに必要単位数を増加した。さらに、新たに「健康レベル別看護学」を設け、現在の医療状況を踏まえた看護実践能力の育成の強化を図った。

2012 年度導入の新カリキュラムの構成は、以下の通りである（資料 4-2-1、pp. 11-12, pp. 24-25）。

＜基礎科目群＞

建学の理念を基盤とした幅広い教養と豊かな人間性をもつ人材育成を目的とするための科目群で、「赤十字」「人間」「社会」「自然と科学」「情報」「言葉」「基礎ゼミ」「健康」から構成されている。

この科目群の具体的なねらいは、①高等学校からの連携教育を図る、②幅広い視点から創造的思考力を育成する、③医療の高度化や看護ニーズの多様化等に対応する専門的能力を育成する、の3点である。

＜看護専門科目群＞

看護学の専門的知識・技術を基礎から応用へと段階的に学習するための科目群で、「看護論」「看護技術論」「看護援助論」「精神保健看護学」「発達看護学」「健康レベル別看護学」「地域・在宅看護学」「看護管理学・看護教育学」「応用看護学」「国際・災害看護学」「看護学実習」「研究」から構成されている。

この科目群の具体的なねらいは、①エビデンスに基づいた看護を展開できる力を育成する、②さまざまな健康レベルや場に応じた諸課題に対応できる実践能力を育成する、③国内外の災害救援・救護及び国際開発能力等における実践能力を育成する、④看護職（保健師・看護師）に共通する地域社会の中で連携して実践していくための能力を育成する、⑤学習段階に応じたレベル別の看護学実習を展開する、⑥一人ひとりの人間がもつ固有の価値を認めて関係を築く能力と人間の尊厳と権利を擁護する能力を育成する、⑦健康レベルに応じた看護実践能力に加え、急性期化する医療機関での看護実践能力を育成する、の7点である。

＜看護学研究科＞

1) 修士課程

本大学院の修士課程には、看護学専攻と国際保健助産学専攻の2つの専攻をおき、各専攻において以下のような専門分野や科目群等を置いている（資料 4-2-2、pp. 4-5, pp. 11-14）。

看護学専攻には、基礎看護学、がん看護学、小児看護学、成人看護学、老年看護学、精神保健看護学、地域看護学、看護教育学、看護管理学、および2010年度から災害看護の内容を加えて設置された国際・災害看護学の10の専門領域がある（資料 4-2-2、pp. 11-13）。その中で、2005年に小児看護、慢性看護、精神看護がCNS教育課程の認定を受け、その後2009年度にがん看護とクリティカルケア看護、2012年度には老年看護、2013年度は災害看護が新たにCNS教育課程の認定を受け、計7つのCNS教育課程を設けた。（資料 4-2-2、pp. 16-25）。

また、看護教育学、看護管理学の2領域では、看護教員・看護管理者の養成を目的とした実践コースとして、「看護教員キャリア支援」コースと「現任教育担当者キャリア支援」、および日本看護協会認定看護管理者の認定審査が受けられる「看護管理者キャリア支援」コースを開設している（資料 4-2-4、p. 9）。

2013年度にはCNS教育課程のうち慢性看護、小児看護、精神看護のCNS教育課程（26単

位)が、多くのCNSを輩出した10年の実績(資料4-2-8)が認められて、日本看護系大学協議会から更新認定を受けた。さらに、2014年度には高度実践家の育成の強化のため、がん看護、小児看護、慢性看護、精神看護、老年看護、災害看護、そして新たに在宅看護を加えたCNS教育課程の7コースを38単位とするための申請手続きを行った。研究科教務委員会ではワーキンググループを設置して、申請から申請書類の修正まで、全学的になバックアップ体制にて支援し、7コースすべての38単位CNS教育課程が認可され、2015年度から開設することとなった。

さらに、本学のディプロマ・ポリシーに照らし、修士論文の質と内容の到達基準を明確にし、2015年度から「特別研究Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」(各2単位)として単位化することとした。

(資料4-2-5)

国際保健助産学専攻は、2007年に新設され、世界の情勢を見つめ研究的視点をもって指導的立場で自立的に活動できる人材の育成を目指す<研究コース>と、助産ケアを必要とする人々の生活に直接関わって支援をしていく<実践コース>とがある(資料4-2-3、資料4-2-4、p.10)。本専攻では、全科目を3分野にわけ、ウイメンズ・ヘルス・プロモーション分野に7科目、国際保健助産分野10科目、助産学分野14科目を開講している(資料4-2-2、p.14)。<研究コース>は主にウイメンズ・ヘルス・プロモーション分野を、<実践コース>は助産学分野(必須28単位)を中心に履修できる教育課程を提供している(資料4-2-2、p.14)。国際保健助産分野については両コースが履修でき、カンボジアでの実習を通して助産や母子保健を中心に国際協力について考える機会となっている(資料4-2-2、p.220)。

また、修士課程には、各領域の専門科目の他に、専攻・領域を超えた学習が必要な共通科目として、「英語講読」「看護科学特講」「情報科学特講」等を開講している他、CNS教育課程の共通科目に該当する科目、「看護研究特講」「コンサルテーション論」等をおいている(資料4-2-2、p.13、p.16)。さらに、38単位CNS教育課程の認可を受けて「病態生理学」「臨床薬理学」等の医学系共通科目も2015年度から設けるよう、改正を行った。(資料4-2-5)

2) 博士後期課程

博士後期課程は、基礎看護学、応用看護学(母性看護学、小児看護学、成人看護学、老年看護学、精神保健看護学、地域看護学、および2013年度に設置された国際・災害看護学)、看護教育・管理学の3分野10領域から構成されている(資料4-2-2、p.42)。大学院教育においてコースワークの充実・強化が求められていることから、2013年度にカリキュラムを改訂した。主な変更点は以下の3つである(資料4-2-4、p.12)。

- ・ 高度な研究能力育成のために、博士論文作成に向けて必要な理論的知識や研究方法に関する知識を深く探求する科目の増設
- ・ 専門分野を横断したより幅広い学際的視点で、自らの研究について精選、伝達できる能力を養うための科目の設置
- ・ 専門分野を横断したより幅広い学際的視点で、リーダーシップを発揮できる能力を養うための科目の設置

研究能力の育成に必要な理論構築や研究方法論の科目を従来の2科目から10科目に増やし、コースワーク、論文作成指導、学位論文審査の各段階が有機的つながりを持って、博士の学位授与へ導いていく課程を整え、2014年度から開講している(資料4-2-2、p.41;資料4-2-4、p.12)。

3) 博士課程共同災害看護学専攻

博士課程共同災害看護学専攻の教育課程は、ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーに基づき、以下の6科目群から構成されている（資料4-2-6、pp.4-5）。

- ①看護学の学問基盤に関する科目群：災害と人々の健康に関するさまざまな看護現象を把握し、問題や課題解決につなげていくために必要となる理論や倫理、研究方法についての科目
- ②災害看護グローバルリーダーに必要な学際的な科目群：災害と人々の生活・文化、社会システム等の多様性を理解し、危機管理、防災、政策等の問題を学際的に検討していくための科目
- ③災害看護学に関する科目群：災害看護活動に必要な知識と実践能力、及び災害に特化した理論構築と倫理を習得していくための科目
- ④災害看護学演習：さまざまな災害状況における状況判断や意思決定能力をシミュレーション教育によって修得するとともに、災害時に必要な看護実践能力を習得するための科目
- ⑤災害看護学実習：国内外の保健医療機関、行政、災害関連の研究機関や団体等におけるインターシップや被災地における実習等の活動を通して実践能力を育成していく科目
- ⑥災害看護学に関する研究支援科目群：災害看護活動をエビデンスに基づき実践するとともに、その活動の成果を研究として積み重ね、論文としてまとめていく能力を育成するための科目

(2) 教育課程の編成・実施方針に基づき、各課程に相応しい教育内容を提供しているか。

〈看護学部〉

2012年度新カリキュラムは、ディプロマ・ポリシーである8つの力、すなわち「関係を築く力」「擁護する力」「探求する力」「実践する力」「連携する力」「国際貢献する力」「成長する力」「変化を生み出す力」を卒業までに身につけることを目的にして、〈基礎科目群〉と〈看護専門科目群〉という2つの科目群から構成され、各群には体系的に以下のような科目をおいている（資料4-2-1、pp.11-12）（資料4-2-7）。

〈基礎科目群〉

基礎科目群は、「赤十字」「人間」「社会」「自然と科学」「情報」「言葉」「基礎ゼミ」「健康」に区分している。

- ・「赤十字」は、赤十字の理念である「人道（Humanity）」を理解するために、「赤十字概論」を必修科目とし、「赤十字国際活動論」他1科目を選択科目とする。
- ・「人間」は、広く人間存在の多面性や環境について理解するために、「生命倫理」「生活環境論」を必修科目に、「哲学と倫理」他8科目を選択科目とする。
- ・「社会」は、変動する社会の構造や社会福祉について理解するために、「社会保障論」を必修科目とし、「社会学Ⅰ」他6科目を選択科目とする。
- ・「自然と科学」は、自然界の成り立ちについて科学的に理解することを目的に、「数学Ⅰ」他5科目を選択科目とする。
- ・「情報」は、急速に発展する情報化に対応し、統計的な情報処理能力を育成することを

目的に、「保健統計学」を必修科目とし、「情報学概論」他1科目を選択科目とする。

- ・「言葉」は、国際的な活動を展開できる看護師の育成に向けて外国語の習得と日本語の表現力を強化することを目的に、「英語R1-2」他4科目を必修に、「日本語の表現」「中国語Ⅰ」「フランス語Ⅰ」他12科目を選択科目とする。
- ・「基礎ゼミ」は、大学で学問を学ぶために必要な基礎的能力を身につけることを目的として、小グループでのディスカッションを中心に文献検討と論文作成に重点をおいた「基礎ゼミⅠ」、さまざまな分野のトピックスについて学生自身が調べ討論する力を養うことを目的とした「基礎ゼミⅡ」を、ともに必修科目とする。
- ・「健康」は、看護学と関連の深い医学、薬理学、栄養学を配置し、看護専門科目群を学ぶための、人間の健康や疾病の成り立ち・回復について学ぶことを目的とし、「人体の構造と機能Ⅰ～Ⅲ」「疾病の成り立ちと回復の促進Ⅰ～Ⅳ、Ⅵ」「薬理学」「栄養学」の10科目を必修科目に、「疾病の成り立ちと回復の促進Ⅴ」他4科目を選択科目とする。

＜看護専門科目群＞

看護専門科目群は、看護学の専門的知識・技術を基礎から応用へと段階的に学習するための科目群で、「看護論」「看護技術論」「看護援助論」「精神保健看護学」「発達看護学」「健康レベル別看護学」「地域・在宅看護学」「看護管理学・看護教育学」「応用看護学」「国際・災害看護学」「看護学実習」「研究」に区分している。

- ・「看護論」は、看護学の基本となる看護理論や看護倫理について学ぶ科目で、「看護学概論Ⅰ」他3科目を必修科目に、「看護の歴史」を選択科目とする。
- ・「看護技術論」では、看護技術の基本となる援助的人間関係やフィジカルアセスメント、基礎看護技術を学ぶ科目で、「看護技術論Ⅰ～Ⅵ」の6科目を必修科目とする。
- ・「看護援助論」は、看護技術を土台にして、看護過程等具体的な看護援助を行うための基礎的能力を身につけることを目的とした科目で、「看護援助論Ⅰ～Ⅶ」を必修科目とする。
- ・「精神保健看護学」は、精神の健康のあらゆる面から、看護の基礎となる人間理解を深め、精神保健領域において援助を展開するための基礎的な能力を養うことを目的とする科目で、「精神保健看護学Ⅰ・Ⅱ」の2科目を必修科目とする。
- ・「発達看護学」は、人間のライフステージに沿った成長・発達とそれに伴う健康問題とその援助について学ぶことを目的にした科目で、「発達看護学概論」「発達看護学（成人期の看護）」「発達看護学Ⅰ～Ⅲ」の8科目を必修科目とする。
- ・「健康レベル別看護学」は、2012年度のカリキュラム改訂で新しく設置したもので、急性期、慢性期、緩和・終末期といった健康レベルに沿った看護援助を展開するための基礎的能力を養うことを目的としている。「プライマリーヘルスケア」他4科目を必修科目に、「緩和・終末期ケア」を選択科目とする。
- ・「地域・在宅看護学」は、地域における看護を展開するための科目からなり、「地域看護学」「在宅看護学」を必修科目に、「公衆衛生看護活動論」「保健福祉行政論」「疫学」は、保健師教育課程選択者は選択必修科目、それ以外の者には、選択科目とする。
- ・「看護管理学・看護教育学」は、看護の制度・システムや教育方法について学ぶためのもので、「看護管理学Ⅰ」「看護教育学Ⅰ」を必修科目に、「看護管理学Ⅱ」、他2科目を選択科目とする。

- ・「応用看護学」は、精神保健及び発達看護学の各領域のトピックスに沿って学ぶための科目で、「応用看護学特論Ⅰ・Ⅱ」の2科目を選択科目とする。
- ・「国際・災害看護学」は、国際的な活動や災害時に活動できるための、基礎となる理論と援助方法について学ぶためのもので、「国際看護学Ⅰ」「災害看護論Ⅰ」を必修科目に、「国際看護学Ⅱ」他5科目を選択科目とする。
- ・「看護学実習」は、学生の学習状況に沿って段階的に実践能力を養うための科目で、レベルⅠ～レベルⅣ、総合実習からなる。具体的には、1年次に「看護援助論実習（レベルⅠ）」、2年次に「看護援助論実習（レベルⅡ）」、3年次に「精神保健看護学実習（レベルⅢ）」「発達看護学Ⅰ実習（レベルⅢ）」「発達看護学Ⅱ実習（レベルⅢ）」「発達看護学Ⅲ実習（レベルⅢ）」、「地域・在宅看護学実習（レベルⅣ）-1」、4年次に「健康レベル別看護学実習（レベルⅢ）」「地域・在宅看護学実習（レベルⅣ）-2」、「看護学総合実習」の10科目を必修とする。また、4年次には、20人の学生が選択できる「公衆衛生看護学実習」がある。さらに、2015年度から編入生も総合実習に参加することになり、より高度な実践能力を磨く機会を設ける。こうした「看護学実習」の履修にあたっては、それぞれの実習に必要な講義・演習科目の修了試験受験資格を有していることを必須条件としており、実習、講義、演習が有機的に結びつくように設定している。
- ・「研究」は、看護学研究を展開できるための基礎的な能力を養うための科目で、「研究方法論Ⅰ」他3科目を必修科目とし、「研究Ⅱ」他1科目を選択科目とする。
- ・「公衆衛生看護学」は、将来、保健師として実践するための基礎的な能力を養う科目で、保健師教育課程選択者に対して、必修科目とする。選考過程においては、2014年度より地域看護学に対する意欲や実践力を重視するため、レベルⅡ実習、地域関連科目（プライマリヘルスケア・地域看護学の成績に追加してレベルⅠ実習の成績も加味されることになった。

本学の学士教育課程において、上記の各授業科目がディプロマ・ポリシーを達成する上でどのような関係性にあるのか明示させることを目的とし、2014年度に各科目とディプロマ・ポリシーを対応させたカリキュラム・マップを作成した。2015年度より大学HPに明示されることとなった。

〈看護学研究科〉

1) 修士課程

修士課程には、看護学専攻と国際保健助産学専攻の2つの専攻があり、以下の専門領域別の専門科目と共通科目で構成されている（資料4-2-2、pp.11-14）。

看護学専攻には、各専門領域に必要な科目として、特講Ⅰ～Ⅳ、演習Ⅰ・Ⅱ、実習Ⅰ・Ⅱをおき、最終的に修士論文を作成する。そのうち「がん看護学」「慢性看護」「クリティカルケア看護」「小児看護」「精神看護」「老年看護」「災害看護」の科目はCNS教育課程（26単位）に対応している。

また、看護教育学領域には実践コースがあり、看護師養成所の専任教員または教務主任の資格取得に必要な科目として、特講Ⅰ～Ⅵを設けているほか、共通科目として「教育学概論」「学習心理学」「学生理解」がおかれている。看護管理学領域でも、看護管理者の養成に必要な科目として特講Ⅰ～Ⅳを設けているほか、選択科目として「医療経済学」「病院管理論」「医療の質管理論」がおかれている。また、共通科目にも「医療と法」を設けてい

る。

さらに、看護師・助産師の国際救援、開発協力活動への社会的関心や期待も高まり、国際救援や開発協力には医療、保健、衛生分野以外の、国際政治、世界経済、国際法等多岐にわたる学際的な知識、経験を有する専門家の育成も急務となっているため、2013年度から「国際看護学特講」の科目を現在の2科目から4科目へと拡大した（資料4-2-2、p.13）。

また、高度実践家の育成の強化、教育の質の向上のために、がん看護、小児看護、慢性看護、精神看護、老年看護、災害看護のCNS教育課程の6コースに加え、「在宅看護」のCNS教育課程を開設する予定で、2015年度から38単位教育課程にするため医学系の指定科目を設置し、2014年7月に申請手続きを行い、2015年2月に認可を受けた。また、2015年度から修士論文を「特別研究Ⅰ～Ⅲ」（各2単位）の科目として単位化する予定である。

国際保健助産学専攻には＜研究コース＞と＜助産実践コース＞があり、それぞれ以下の科目を設置している（資料4-2-2、p.14）。

＜研究コース＞では、ウイメンズ・ヘルス・プロモーション分野として、「ウイメンズ・ヘルス・プロモーション概論・研究論・活動論」の3つの科目、演習Ⅰ・Ⅱ、実習Ⅰ・Ⅱを設置し、修士論文の作成を行う。

＜助産実践コース＞では、助産学分野として2012年度カリキュラム改正趣旨に則り、妊娠の正常・異常の診断能力、分娩時緊急対応能力、新生児アセスメント能力を強化するために「基礎助産学特講Ⅰ～Ⅲ」と「実践助産学演習Ⅰ～Ⅴ」を配置し、医療安全・助産管理能力、地域連携能力強化のために「応用助産学特講Ⅰ・Ⅱ」を、実践力強化のために「助産学実習Ⅰ～Ⅴ」を配置し、課題研究の作成を行う。これは＜研究コース＞の修士論文に相当するものである。

国際保健助産分野としては、「国際保健助産論Ⅰ～Ⅲ」「リプロダクティブ・ヘルスケア演習Ⅰ・Ⅱ」「リプロダクティブ・ヘルスケア実習Ⅰ・Ⅱ」を配置して、カンボジアでの海外演習、マレーシアやミャンマーでのフィールドワークを実施している。

共通科目として、各領域の専門科目の他に全領域共通して履修できる科目を設置している。「人間総合講座」「情報科学特講」等の科目は、看護学の高度専門教育におけるリベラル・アーツの重要性についての認識から設けている。また、「看護科学特講」「看護研究特講」「コンサルテーション論」等の科目は、CNS教育課程（26単位）に対応して設置している。さらに、学生が国際的視野に立った研究を行う際に必要な英語力をつけるために、2013年度より英語文献の読解力を強化する科目として「英語講読Ⅰ（1単位）」、「英語講読Ⅱ（1単位）」を設置した。2015年度からは、38単位CNS教育課程に移行するに当たって、「フィジカルアセスメント」「病態生理学」「臨床薬理学」の医学系共通科目も設け、対象の病態生理学的変化を解釈し、臨床判断を行うための必要な知識と技術を、演習や具体的事例を通して習得できるようにする予定である（資料4-2-5）。

2) 博士後期課程

博士後期課程では、2014年度に科目の再編を行い、分野毎に主要な概念、研究課題、研究方法に関連する知識を学ぶ「特論」「特別研究1～3」をおき、さらに共通科目として、高度な研究能力を育成するため「看護科学特論Ⅰ～Ⅲ」「看護研究特論Ⅰ～Ⅵ」「研究計画書セミナー」の10科目をおくことで、コースワークを明確に示すことにした（資料4-2-2、p.41）（資料4-2-9）。具体的な変更点とそのねらいは以下のとおりである。

「看護研究特論Ⅰ～Ⅵ」は、博士論文作成に向けて必要な理論的知識や文献分析、研究方法に関する知識を深く学生の個々の能力や関心に応じて習得できるように設定した。「看護科学特論Ⅰ～Ⅲ」は、看護学における研究の位置づけや看護科学の役割や今後の方向性を探求し、幅広い国際的・学際的視点を養うことを目的に設定した。

さらに研究計画書の審査に向けた「研究計画書セミナー」も配置し、合計10単位の選択科目をおくこととした。それに伴い、2013年度まで各領域においていた演習は廃止し、各領域では特論（2単位）、特別研究1～3（各2単位）とスリム化した。

この科目再編に伴い、2014年度から修了要件に係る所定の単位数を8単位から10単位に変更することを決め、コースワーク、論文作成指導、学位論文審査の各段階が有機的つながりを持って、博士の学位授与へ導く内容となった。

3) 博士課程共同災害看護学専攻

博士課程災害看護学専攻では、カリキュラム・ポリシーに基づき、6つの科目群に関連する科目が設置されている（資料4-2-6、p.7）。

「看護学の学問基盤に関する科目群」は、「看護研究方法」「理論看護学Ⅰ・Ⅱ」「看護倫理」「看護情報統計学」「保健学的・疫学的研究法」「看護研究方法論Ⅰ～Ⅵ」で構成され、看護学領域における理論、倫理、研究方法についての知識を習得する。

「災害看護グローバルリーダーに必要な学際的な科目群」については、「危機管理論」「環境防災学」「グローバルヘルスと政策」「専門職連携実践論」「災害医療学」「災害情報学」「災害心理学」「災害と文化」「災害社会学」「災害福祉学」「Professional writing」「Proposal writing」「Program writing」の科目から構成され、危機管理、防災、政策等の問題を学際的に検討していく能力を習得する。

「災害看護学に関する科目群」については、「災害看護学特論」「災害看護活動論Ⅰ～Ⅲ」「災害看護グローバルコーディネーション論」「災害国際活動論」「災害看護管理・指揮論」「災害看護倫理」「災害看護理論構築」から構成され、災害看護活動に必要な知識と実践能力を習得する。

「災害看護学演習」の区分については、「災害看護活動論演習Ⅰ・Ⅱ」「災害時専門職連携演習（災害IP演習）」「災害看護グローバルリーダー演習」「インディペンデントスタディ（演習）A～E」の科目で構成され、災害状況における状況判断や意思決定能力等を習得する。

「災害看護学実習」の区分については、「災害看護学実習Ⅰ・Ⅱ」「インディペンデントスタディ（実習）A～E」の科目で構成され、国内外の保健医療機関、行政、災害関連の団体等の活動や被災地での活動を通して実践能力を育成する。

最終の「災害看護学に関する研究支援科目群」では、「実践課題レポート」「災害看護研究デベロップメント」「博士論文」の科目で構成され、災害看護活動の成果を研究論文としてまとめていく能力を育成する。

3. 点検・評価

①効果が上がっている事項

〈看護学部〉

・2012年度新カリキュラムのねらいは、第1に2011年の「指定規則」の改正に対応するこ

とではあったが、従来のカリキュラム評価で挙げられていた、過密スケジュールの問題や、医療現場の状況に即応できる学生の看護実践能力の向上といった課題への対応についても考慮したものとなった。

- ・カリキュラム・マップを作成したことで、各科目が特に狙っている本学のディプロマ・ポリシーと学習の順序性について明確になった。

〈看護学研究科〉

- ・CNS教育課程が8コースに増え、また2013年度に「慢性看護」「小児看護」「精神看護」の専門分野が日本看護系大学協議会から更新認定されたことは、多くのCNSを輩出した10年の実績が認められたものと評価できる。
- ・さらに、2015年度から「在宅看護」のCNS教育課程の設置も入れて計7コースの教育課程を、26単位から38単位に移行することとなり、高度専門職業人の育成とその教育の質向上に積極的に取り組んでいる。
- ・ディプロマ・ポリシーに照らし、博士後期課程のコースワークの充実と単位数の再検討を行ったことで、幅広い学際的視野を獲得しながら、論文作成、学位論文審査の各段階が有機的つながりを持って、博士の学位授与へとより確実に導く教育課程に改編した。
- ・2014年から、他の4つの国公立大学と共同して、私立看護大学としては唯一、世界的視野でリーダーシップを発揮できる研究者や実践者の育成を図る5年一貫博士課程共同災害看護学専攻のプログラム（DNGL）に加わったことは、本学の母体でもある日本赤十字社のこれまでの国際的な災害救援活動が高く評価されたと考えられ、当プログラムの実習や演習を展開する上での強みとなっている。

②改善すべき事項

〈看護学部〉

- ・2012度に開始した新カリキュラムが、2015年に完成年次を迎えるので、2016年度にはカリキュラム全体の評価を行い、問題点を明確にし、改善していく必要がある。

〈看護学研究科〉

- ・2015年度から7コースにおいて38単位としてのCNS教育課程を開始するが、「クリティカルケア看護」のみが26単位でのCNS教育課程として継続している。

4. 平成27年度に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

〈看護学部〉

- ・2012年度新カリキュラムは、変動する社会・医療状況に対応できる、実践能力の高い看護師を育成することを目指して編成したカリキュラムである。

〈看護学研究科〉

- ・2015年度以降、「在宅看護」のCNS教育課程の設置も入れて計7コースの教育課程を26単位から38単位に移行し、さらなる高度専門職業人の育成とその教育の質向上に積極的に取り組んでいる。
- ・博士後期課程では、ディプロマ・ポリシーに照らし、国際的・学際的知識と共に、理論的知識や研究方法をより体系的に習得し、確実に学位論文執筆に結びつけることができるようコースワークの充実を図っている。

- ・2014年から他の4つの国公立大学と共同して、私立看護大学としては唯一、世界的視野でリーダーシップを発揮できる研究者や実践者の育成を図る5年一貫博士課程共同災害看護学専攻(DNGL)のプログラムに加わったことは、本学の母体でもある日本赤十字社のこれまでの国際的な災害救援活動が高く評価されたと考えられ、当プログラムの実習や演習を展開する上での強みとなっている。

②改善すべき事項

〈看護学部〉

- ・2012年度新カリキュラムについては、2015年に完成年次を迎えることから、検証方法を明確にしていく。また学生や教職員、卒業生の就職先等の意見をもとに、2016年度にはカリキュラム全体の適切性に関する評価を行う。

〈看護学研究科〉

- ・今回、CNS課程の38単位移行の申請をしなかった「クリティカルケア看護」について、条件がそろい次第移行の申請を行っていく。

5. 根拠資料

- 4-2-1 学生便覧(2014年度)(既出1-7)
- 4-2-2 大学院シラバス(2014年度)(既出1-8)
- 4-2-3 カリキュラム(大学院)(大学HP)
<http://www.redcross.ac.jp/grdschool/curriculum.html>
- 4-2-4 2014年度大学院案内(既出1-5)
- 4-2-5 2015年4月施行 修士課程看護学専攻教育課程改正における新旧対照表
- 4-2-6 共同災害看護学専攻 博士課程 履修の手引き(2014年度)(既出4-1-7)
- 4-2-7 教員方針・受入方針(学部)(大学HP)(既出1-13)
<http://www.redcross.ac.jp/fclty/concept.html>
- 4-2-8 CNS取得状況2014
- 4-2-9 2014年4月施行 博士後期課程看護学専攻教育課程改正における新旧対照表

第3節 教育方法

1. 平成26年度の発展方策(平成25年度年報に記載)

①効果が上がっている事項

〈看護学部〉

- ・引き続き、新カリキュラムの平成27年度以降の健康レベル別看護学実習、レベルIV-2実習、総合実習に関する実習指導方法について指導要領等を検討する。
- ・実習指導者研修会を平成26年度も継続的に実施し、実習指導を充実させる。

〈看護学研究科〉

- ・大学院教育に特化したFDを今後も実施して、大学院教育の質の向上に努めていく。

②改善すべき事項

〈看護学部〉

- ・アンケートなどを用いて、引き続き、実習指導者研修会の成果を評価したい。
- ・保健師教育課程選択履修学生の選考方法について、さらに検討していく。
- ・実習中止の要件について、その後の措置についても盛り込んでいく。
- ・GPA 導入に向けての検討課題を明らかにする。
- ・授業評価をもとに教育改善の必要な点について分析を行い、課題を明確化する。

〈看護学研究科〉

- ・次年度は、他大学大学院との単位互換、日本赤十字学園内大学院との単位互換制度に関する具体的な検討を行う
- ・次年度は、授業科目の成績評価について S（100～90 点）の導入・運用に関する情報交換を行っていく予定である。
- ・次年度では、授業評価をもとに授業内容や方法に関する改善点について分析を行い、また、履修者が少ない科目等の評価内容や方法についても検討を進めていく。
- ・博士後期課程においても学生の国際交流を活性化させるべく具体的な検討を行っていく。

2. 現状の説明

(1)教育方法及び学習指導は適切か。

〈看護学部〉

看護学部の授業方法は、その科目の目的を達成するために、担当教員が有効な方法を工夫しながら行っている。それぞれの科目の進め方については、シラバス上で講義中心、演習中心、実習等を明示している（資料 4-3-1）。講義中心の科目であっても、授業の中にグループワークや事例検討を取り入れている科目は多い。学生の学習を支える上での基本的方針は以下のとおりである。

①少人数でのクラス配置と主体的学習

本学は看護師・保健師の国家試験受験資格取得のため、必修科目がきわめて多い。そのため、学習の質を確保する観点から、2014 年度に履修単位の上限を検討し、1 年間の履修単位の上限を 50 単位に設定し、2015 年度より実施することとなった。また、英語 R1、英語 R2、英語 W1、身体運動論は、教育上の効果を考慮して、1 学年を 4 クラスに分け、1 クラス 40 人以下になるように編成している。さらに、1 年次前期の基礎ゼミは、1 グループが学生数 12～13 人になるように編成し、各ゼミを 11 名の教員が担当することにより、入学したばかりの学生が主体的に参加しやすい小グループの形態としている。そして、「大学で学問を学ぶために必要な『聴く力』『話す力』『読む力』『書く力』『調べる力』の基本を身につける」という目的を掲げて、共通プリントを作成して授業内容と方法の標準化・レベルアップを図っている。特に、2013 年度より看護研究における文献検討の方法や論文作成方法に重点をおき、2014 年度には、よりレポート作成と研究成果の発表を意識した指導を行っている。

看護系の科目では、1・2 年次の基礎となる病態生理学や看護援助論等の必修科目では、2015 年度より 2 クラス（1 クラスあたり 70 名）で授業展開することを決定した。また、実技演習やグループワークを伴う科目では少人数に分けて行い、技術の習得や主体的な学習が図れるよう工夫をしている。授業でのグループワークは、学生に課題を与えて、グループ内でのディスカッションを基に全体発表で共有する「課題型グループワーク」と、特に

テーマを定めずにその場で思いついたことを自由に話し対人関係スキルの向上を図る「体験型グループワーク」とがあり、それぞれの科目の目的に沿って行っている。また、2014年度から、シラバスに「履修に必要な事前知識」の欄を設け、学生のアクティブ・ラーニングを促している。

②学生の成長にあわせた「らせん状」の実習展開

本学では実習・講義・演習での学びを有機的に結びつけるために、各実習科目の実施前までに、必要な講義・演習科目の単位認定試験受験資格を有していることを「履修要件」として設定している。さらに、看護学実習は以下に示すように、レベルⅠ実習から総合実習まで、段階的に設定しており、学生が学年ごとに達成目標の異なる実習を経て、らせん状の成長過程を辿れるような実習を設定している。

1年次：看護の基礎を身につけることを目的として、1月に2週間の「基礎実習（レベルⅠ）」を行う。140人の学生が、4施設に分かれて行う。履修要件の科目は、「人体の構造と機能Ⅰ～Ⅲ」「看護学概論」「看護技術論Ⅰ～Ⅲ」である。

2年次：看護過程の展開を身につけることを目的として、8月から9月にかけて5週間の「看護援助論実習（レベルⅡ）」を行う。140人の学生が、4施設に分かれて行う。履修要件の科目は、「疾病の成り立ちと回復の促進Ⅰ～Ⅳ」「看護技術論Ⅱ～Ⅲ」「看護援助論Ⅰ～Ⅵ」である。

3年次：1、2年次の実習で培った基礎的な看護実践能力を踏まえて、専門領域で対象の特性にあわせた看護を展開することを目的として、7月から2月にかけて、「精神保健看護学実習〔レベルⅢ〕」「発達看護学Ⅰ（リプロダクティブ・ヘルスと看護）実習〔レベルⅢ〕」「発達看護学Ⅱ（子どもと家族の看護）実習〔レベルⅢ〕」「発達看護学Ⅲ（老年期の看護）実習〔レベルⅢ〕」を各2週間、4クール行う。1クールで各領域の実習に配置される学生数は、28～30人である。なお、その他、4クルールのいずれかのクールで2週間の実習に引き続いて、「地域・在宅看護学実習〔レベルⅣ〕-1」を1週間行う。

レベルⅢの全領域の実習に共通している履修要件の科目としては、「発達看護学概論」「健康レベル別演習」があり、さらに「精神保健看護学実習〔レベルⅢ〕」は「精神保健看護学Ⅰ・Ⅱ」を、「発達看護学Ⅰ（リプロダクティブ・ヘルスと看護）実習〔レベルⅢ〕」は「発達看護学Ⅰ（リプロダクティブ・ヘルス看護①・②）」を、「発達看護学Ⅱ（子どもと家族の看護）実習〔レベルⅢ〕」は「発達看護学Ⅱ（子どもと家族の看護①・②）」を、発達看護学Ⅲ（老年期の看護）実習〔レベルⅢ〕は「発達看護学Ⅲ（老年期の看護①・②）」を設定している。「地域・在宅看護学実習〔レベルⅣ〕-1」は、「地域看護学」を履修要件科目としている。

4年次：7月から10月に「地域看護学実習Ⅰ・Ⅱ」を4週間、11月に希望領域を選択できる3週間の「総合実習」を行い4年間の実習の統合を図る。履修要件の科目としては、「地域看護学実習Ⅰ・Ⅱ」は、「保健統計」「生活環境論」「地域看護学概論」「疫学」「社会保障論」「地域看護学Ⅰ・Ⅱ」「在宅看護論」「保健福祉行政論」である。2012年度開始の新カリキュラムでは、6月から7月にかけて「健康レベル別看護学実習」を3週間、5月から7月に20人の保健師教育課程選択学生の「公衆衛生看護学実習」を5週間、そして、10月に「看護学総合実習」を行う。2015年度以降の新カリキュラムの「健康レベル別看護学実習」、「レベルⅣ-2（地域看護学実習Ⅰ・Ⅱ）」、「総合実習」に関する実習指導方法について指導要領

を作成した。また、2015 年度より編入生が総合実習を履修することに伴い、編入生のニーズに合わせた実習展開の検討を行い、事前ガイダンスを 2015 年度 4 月に実施することとなった。

さらに、実習施設については、資料 4-3-2 に示した。それぞれの実習では、1 病棟の学生人数を 3～6 人程度に配置し、教員 1 人が担当する学生数は 7 人～10 人以下とし、基本的には実習場に居続けて指導する体制をとり、実習指導者と連携しながらきめ細かな指導を行っている。またそれ以外にも、大学院生の TA や非常勤助手を指導担当として配置し、実習指導の質保障を図っている。2014 年度時間割については、資料 4-3-3 に示した。

また、教員間のピアサポートの会として、「実習指導を語りあう会」を年に 2 回の頻度で開催し、教員同士で実習指導に関する情報交換を行いながら、学生に合わせた実習指導の力を高めるように努めている。

③実習病院との有機的な連携システム

実習指導では現場との連携・協力が不可欠であるとの共通認識のもと、2007 年から、実習先の職員を臨床教授に任命する「臨床教授制度」を設け、看護学部臨床教授 11 名、准教授 1 名、看護学研究科臨床教授 9 名、准教授 5 名を任命している。（施設数：看護学部 6 施設、看護学研究科 13 施設数）

また、資料 4-3-2 にあるように、実習施設が多数あるため、実習病院と大学とが、各レベルでの実習連絡会議を設け、綿密な連携体制を構築している。

例えば、本学の中心的な実習施設である日本赤十字社医療センター、武蔵野赤十字病院とは、病院の看護管理部門と大学の教授で構成される「実習連絡会議」を年 2 回開催し、実習全般にわたる問題の協議と決定を行っている。また、実習指導者のリーダーと実習を直接担当する教員との「実習指導者会議（マイスターズの会等）」を年 3～4 回開催し、実習指導で生じる具体的な問題を検討し、病院と大学との意思疎通を図っている。これ以外にも、実習前後には、毎回、病棟の指導者と教員とで打ち合わせや振り返りを密に行っている。

同時に、本学のすべての実習先の指導者と全教員が一堂に会して、実習指導について語り合う「実習指導者懇親会」を毎年 1 回、年度末に開催し、本学の状況を共有し、実習のあり方などについて話し合っている。

加えて、実習指導者の教育の質の向上を目的として、本学の実習委員と 5 実習施設の教育担当者として協働してプロジェクトを立ち上げ、2013 年度から「実習指導者研修会」を開始し、受講者には修了証を授与し、46 名に修了証を出した（資料 4-3-4）。2014 年度も開催し、実習指導者研修会で行われた講義や演習について、参加者全員が「役に立った」「やや役になった」と肯定的に回答し、60 名に修了証を発行することができた。

④実習における危機管理のためのガイドライン

実習現場での危機管理は、感染症予防対策が重要な柱であることから、2010 年度から「看護学実習における感染症予防対策」の冊子を作成し、全学生と教員に配付し、感染症予防の徹底を図っている（資料 4-3-5）。

また、実習場における個人情報の保護や適切な情報管理を徹底するために、2014 年から「看護学実習における適切な情報管理のためのガイドライン（Ver. 1）」を作成し、実習指導に活用している（資料 4-3-6）。しかし、作成後の周知・活用状況については、今後評価

する必要がある。

⑤きめ細かい履修指導・支援と卒業前演習

本学は学年制を取っていないため学年での留年ということはないが、不合格科目のある学生や、授業の履修状況から4年間では卒業が困難と見込まれる学生について、授業担当教員と学年担当教員（6 学生支援 p.67 参照）が連携して情報を共有し、学生個々の状況を把握しながら問題の改善に向けてきめ細かな指導・支援を行なっている。

まず、年度始めに、学年担当教員が受持ちの全学生（16名から18名程度）と面接し、学習上の困難等がないかを把握し、何か問題があれば迅速な相談体制を取っている。授業で欠席が続く等の問題状況が発生した場合には、授業担当教員が本人を呼び出すと同時に、すみやかに学年担当教員に連絡し、学生への指導・支援を依頼する（資料4-3-7）。

また年度末には、教務委員会において実習を含めた必修科目が不合格となった学生個々の履修状況を把握し、それぞれの学生毎の履修計画案を立案し、それを各学年担当教員と共有する。そして次年度4月の履修前に、学年担当教員が個々の学生に面接し、具体的な履修の方法について指導・支援を行う。

保護者に対しては、毎年秋に保護者懇談会を開催して履修状況を説明し、個別面接を求める保護者に学生の履修を含めた学習全般の相談に応じている。履修状況から、4年間では卒業できないことが確定した学生の保護者に対しては、学生の承諾を得たうえで、保護者と個別に面接して、学生への理解と支援を要請している。（保護者懇談会への参加人数は、2014年度：115人、2013年度：78人、2014年度：101人）

そして、卒業直前の4年生の希望者を対象に、毎年3月初旬に3日間、「卒業前技術演習」を授業とは別枠で設定し、看護技術のレベルアップのための練習ができるように、看護実習室を開放して設備を整え、教員、ティーチング・アシスタント（TA）が指導に当たっている。

⑥海外研修の充実

本学は世界の赤十字社ネットワークを活かして開学以来国際交流を活発に行っている。

1997年度に米国コロラド大学、2007年にスウェーデン国スウェーデン赤十字大学、2013年にはタイ国タイ赤十字看護大学、そして2014年にはタイ国チュラロンコン大学とスイス国ラソーヌ大学と「看護教育及び研究・開発に関する覚書」を締結し、学生研修、交換学生制度を行っていることで、学生の海外研修の幅が広がった。

また、2005年度からオーストラリアのモナッシュ大学での語学研修での履修単位は本学の英語の単位として認め、2015年度からは国際看護学の研修も行う予定となっている。また、2008年度からスイスで国際赤十字社やWHOなどを訪問する赤十字国際活動論演習を隔年実施している。

〈看護学研究科〉

各領域では、領域を問わず参加できる特別講義を毎年開催している。その内容は、臨床看護研究に関する倫理、学術雑誌の査読基準を満たす論文の書き方などである。また、毎年年度始めに図書館運営委員会の主催によるFD・SDとして開催される各種データベースの研修会には、院生も自由に参加ができることになっている。

さらに、大学院教育における国際力の強化のため、研修・実習の場の開拓に努めている。具体的には、スイス及びバングラデシュ赤十字機関、2014年度にはタイのチュラロンコン大

学と提携を結び、2015年度にはフィリピン大学と提携を結ぶ運びとなっている。

1) 修士課程

修士課程の教育では、授業科目の講義、演習（ゼミナール）を通してプレゼンテーションやディスカッションが多く用いられている。また、実践、相談、調整、倫理調整、教育、研究の6つの専門看護師の役割を中心に専門看護師の勤務する病院で実習している。学位論文の作成等では学生個々の動機や背景をもとに、個別指導を行っている。社会人学生への配慮として共通科目を火曜日に集中配置するなどの柔軟な体制を図ったほか、オフィスアワーを設け、学生の個別学習ニーズに対応している（資料4-3-8）。

加えて、国際保健助産学専攻の助産実践コースの演習・実習では、専任教員のデモンストラーションと技術指導、臨床指導者によるモデリング、超音波を併用した妊娠経過判断・分娩介助・母体緊急時への対応・新生児蘇生法（NCPR）・母子や家族へのケア等対象者への直接的なケア技術の演習、及び臨地実習を実施している。（資料4-3-8、pp. 239-252）

看護学専攻及び国際保健助産学専攻研究コースでは「修士論文」を、助産実践コースでは「課題研究」を修了要件としている。具体的な学位取得までのプロセス（資料4-3-8、pp. 32-33）と学位論文の審査基準をシラバスに図示し（資料4-3-8、p. 36）、学生の進捗状況と学習課題に応じて、小グループゼミナールや個別指導にて研究プロセスを促す教育を実施している。また、2015年度から研究計画発表会の開催時期を早め、学生の状況に応じて2回の発表機会のいずれかを選択できるようにする配慮を行うこととした。

2) 博士後期課程

博士後期課程の教育においても、年次ごとの学位取得までのプロセス（資料4-3-8、p. 48）と、学位論文の審査基準をシラバスに図示し（資料4-3-8、p. 50-51）、学位取得までの道のりを示している。博士後期課程の教育課程は講義、演習、特別研究と学位論文の作成を中心にしており、学生の個別学習ニーズに対応しながら実施されている。具体的には、個々の学生の希望にそった指導を担当する正研究指導教員は入学後に決定され、テーマによって入学半年後に副研究指導教員が決定される。毎年2月に学生が提出する1年間の研究報告書をもとに、正副指導教員がともに面接し、学生が研究活動を進めていけるように指導している。なお、2014年度には、博士後期課程研究計画書再提出者の提出時期の自由化を図り、学生個々の進捗状況に合わせた配慮を行った。

3) 博士課程共同災害看護学専攻

博士課程共同災害看護学専攻では、教育の質の保証とともに一層の教育効果を向上させるために、最新のメディア機器を用いた複合的な教育方法を取り入れている。その一つがLMS（Learning Management System）で、学生と教材の管理、学生の学習進捗状況の管理を行っている。また、TV会議システムを用いた「学生直接参画型」の遠隔対面授業方法を導入して学習効果の向上に努めている。さらに、学習効果を上げるために、事前課題や各授業の終了時及び科目のブロック毎にまとめのレポートを提出するようにしている（資料4-3-11、p. 5）。具体的な研究指導については3年次前期から研究計画書の作成が始められ、主研究指導教員1名、副研究指導教員4名の5名により指導を受け、3年次後期末にQualifying Examinationを経て、具体的な学位論文作成のプロセスに沿って進めていく（資料4-3-11、pp. 22-24）。

(2) シラバスに基づいて授業が展開されているか。

〈看護学部〉

各教員がシラバスに基づいて授業展開をしているが、教員間でシラバス記載内容に若干の差異が見られたため、2011年に掲載情報を再検討し、2012年から、科目名称・単位数・実施年次をはじめ、「授業の目的」「到達目標」「授業の進め方」「授業スケジュール」「教科書」「参考書、参考資料等」「成績評価の仕方」「オフィスアワー・研究室等」等に統一し、教員にも周知を図った。また2013年度からは、アクティブ・ラーニングを促す観点から「到達目標」「履修に必要な事前知識」「キーワード」を明記することにした。加えて、次年度のシラバス内容を教務委員が点検し、適宜、担当教員に修正の依頼をした。その結果、シラバスの記載方法が改善され、読みやすさ等の内容もより充実し、各教員もシラバスに基づいて授業を展開できるようになった。

〈看護学研究科〉

いずれの専攻も、シラバスに基づいて授業展開されている。加えて2014年度は、アクティブ・ラーニングを促す観点から、シラバス記載項目に「授業目的」「到達目標」「授業の進め方」「履修に必要な事前知識」「成績評価の仕方」「キーワード」「オフィスアワー・研究室等」を詳細に記載し、学生自身が学習を進め、自己評価するための情報としている（資料4-3-8）。また、2013年度から、次年度のシラバス内容を研究科教務委員が点検し、適宜、担当教員に修正の依頼をすることとした。また、後述するように、院生の授業評価でも、シラバスに基づいて授業が展開されているかどうかを聞いている。

博士課程共同災害看護学専攻では、各大学が科目を担当し、遠隔授業、集中授業を開講している。授業時間、授業内容の変更、事前課題等については、LMS (Learning Management System) を用いて速やかに学生に周知されるよう図っている（資料4-3-12）。

(3) 成績評価と単位認定は適切に行われているか。

〈看護学部〉

授業の成績評価は、各科目担当教員が、予めシラバスに示された試験、レポート、授業への取り組み等の成績評価の基準に沿って判断している。実習の成績は、終了後に面接を行い、実習への取り組み状況、自己評価、ケース発表、レポート等から多角的に評価している。また実習については、学生の学習効果を保障し、かつ実習で受け持つ患者等が不利益を蒙らないために、実習中止の要件を設定している。

成績は、講義・実習ともに S (100～90 点)、A (89～80 点)、B (79～70 点)、C (69～60 点)、D (59 点以下) の 5 段階で評価している（資料4-3-13、p. 41）。D 評価は不合格となるが、担当教員が必要と認めた場合には、再試験が行われる。また、病気その他やむを得ない理由で試験を欠席した場合には、追試験を受けることができる。

2014 年度に GPA (Grade Point Average) の導入に向けて、試案を作成し、2015 年度入学生から GPA を導入することを決定した。GPA 導入に向けて学生への周知方法や成績の刑事方法等、具体的な運用方法を検討した。履修規定の改正等の準備が整い、2015 年度入学生から開始予定である。また、2014 年度前期に教務委員による成績の Web 入力システムを試行し、後期から全専任教員への導入を開始したところである。2015 年度も引き続き Web 入力システムを活用し、評価を行う予定である。

担当教員による成績評価は、教務委員会での確認後、年度末の教授会にて単位認定を決定している。他大学または短期大学を卒業あるいは中途退学し、新たに本学の1年次に入学した場合、その履修単位が教育上有益と判断された場合には、60単位を超えない範囲で既修得単位として認定している（資料4-3-13、p.92）。また、3年次編入生の既修得単位の認定については、履修科目が本学の授業科目に相当することを前提に、85単位を上限として認定している（資料4-3-13、pp.28-30）。既修得単位の認定は、学生から申請のあった科目のシラバスを、本学の当該授業もしくはそれに相当する授業の科目担当教員が点検した上で、教務委員会の審議を経て、教授会で決定している。

なお、2013年から試験において不正行為があったと認定された場合には、当該科目のみならず、その当該学期の全ての科目が不合格とすることとした。さらに、2014年度は、試験における不正行為の防止について、学生の現状を踏まえて項目の追加や表現をさらに洗練させるとともに、学生便覧及び掲示等で周知を図った（資料4-3-13、p.121）。

〈看護学研究科〉

従来の成績評価・単位認定は、A～Dの4段階方式であったが、2011年4月に大学院学則第32条第2項の改正を行い、修士課程・博士後期課程ともに、成績評価・単位認定は各授業科目単位認定者の責任において、授業への出席を基本条件に、論文、プレゼンテーション、ディスカッション、レポート、発表、筆記試験等によりS（100～90点）、A（89～80点）、B（79～70点）、C（69～60点）、D（59点以下、不合格）の5段階で行われることになった。各授業科目の成績評価基準及び評価の観点や方法は「大学院シラバス」に記載されている（資料4-3-8、pp.77-304）。

また、本学入学前に本学大学院の科目等履修生として、もしくは他の大学院で修得した単位は、大学院学則第30条第2項の定めるところにより、教育上有益と認めるときは、上限10単位を限度として既修得単位として認定することがある。そのことについては手続き等を含め、「大学院シラバス」に記載されている（資料4-3-8、p.59）。

博士課程共同災害看護学専攻（DNGL）における成績についても、授業への出席を基本条件に、各科目の特性を踏まえて論文、報告書、レポート、発表、筆記試験等により、評価している。各科目の担当教員は、開講年度のシラバスに記載した「成績評価の基準」に従って、「到達目標」への達成度を評価する（資料4-3-11、p.6）（資料4-3-12）。担当教員により評価された成績は、評点で共同大学院の各大学に通知される。通知された評点は、本学大学院の履修規程に則って、S（100～90点）、A（89～80点）、B（79～70点）、C（69～60点）、D（59点以下、不合格）の5段階で行われる（資料4-3-8、p.72）。

（4）教育成果について定期的な検証を行い、その結果を教育課程や教育内容・方法の改善に結びつけているか。

〈看護学部〉

教育評価の定期的な検証としては、講義科目では定期試験での総括評価、授業途中でのミニテスト等の形成評価を通して実施している。演習科目は実技試験を実施して達成度の評価を行い、教育方法の改善に反映させている。

授業改善に関しては、2012年から新カリキュラムの実施に伴い、従来の教務委員会の下部組織であったFD部会を、FD・SD委員会として独立再編し、より強化する体制を整えた。

2013年度から全科目に対して、学生による授業評価を実施している。学生による授業評価は、①教育技術、②教育内容、③授業の進行・展開、④熱意・相互作用、⑤学生の自己評価の5項目について、各項目15点満点で評価しているが、すべてのカテゴリーで全体平均12点以上の非常に高い評価だった。授業評価の結果は、学生のコメントも含め担当教員にフィードバックされ、授業改善に活用している。さらに2013年度からは学生による授業評価結果に対する教員コメントを記載した全科目の授業評価をHP上に掲載するとともに、冊子を作成して図書館にて閲覧可能とし、情報の公開とともに双方向のコミュニケーションを促すことにした（資料4-3-9、資料4-3-10）。

また、2014年度から、実習に関しても、学生による実習指導の評価を試行で行った。今年度は、1年次のレベルⅠ実習での実習評価の実施、2年次のレベルⅡ実習での実習評価の試行を行った。その結果を踏まえ、2015年度の実習評価の試行に向けて、実習評価票を加筆修正を行った。

〈看護学研究科〉

大学院でも授業内容及び方法の改善を図るために、授業評価を実施している。授業評価に対する結果については各担当教員に返却し、個々の教員で改善策を立てている。大学院は少人数クラスなので、学部のように授業評価に対する結果及び科目担当者からの改善策についての公表は行っていない。（資料4-3-14）

2014年度から開始された3年間の長期履修形態も含めた社会人対応の履修形態をもとに、共通科目を火曜日に集中させる時間割に変更し、働きながら学べる環境が確保できるようになった。

博士課程共同災害看護学専攻に関しては、2014年4月からの開講のため、授業評価も含めて今後5大学の教育課程連絡協議会で検討していく予定である。

3. 点検・評価

①効果が上がっている事項

〈看護学部〉

- ・シラバスの記載方法の改善や、教務委員会メンバーによるシラバスの点検を行ったことで、シラバスの見やすさや内容がより充実した。
- ・不合格科目の多い学生や欠席が多い等の課題を抱えた学生に対しては、科目担当教員と学年担当教員、教務委員会とが連携し、情報や問題を共有しながら、個々の学生の状況を踏まえたきめ細かくタイムリーな学習指導を体系的に行っている。
- ・実習指導については、大学と実習施設とが密に連携するための体制を整え、その延長上に、大学と実習施設とが協力して「実習指導者研修会」を企画運営した。また、毎年の実習指導者懇親会で全教員と実習指導者が直接顔を合わせて実習指導について語り合い、本学の教育の目的や指導の趣旨について理解を得た。
- ・年々変化する学生の状況に対応する一環として、2014年度には「看護学実習における適切な情報管理のためのガイドライン（Ver.1）」（資料4-3-6）を作成し、学生に対して情報管理の意義やその方法についてわかりやすく解説した。
- ・授業改善については、個々の教員が日頃から学生の意見を尊重しながら行っていることもあり、授業評価の各項目15点満点で12点以上となる等、学生の授業評価は非常に高い。

また、学生による授業評価結果に教員自身がコメントを返すことで、教員自身の授業改善への姿勢と内容が明確になった。

- ・看護学教育の中で重要な位置を占める実習指導について、新カリキュラムでの教育目標に到達するための実習指導方法の吟味が着実に実施でき、成果をあげている。
- ・大学と実習施設とが協力して企画運営し、2013 年度から開始した実習指導者研修会は、修了証を 60 名に出すことができおり、評価できる。
- ・GPA 導入、成績の素点開示等、学生への成績評価の可視化が進められている。

〈看護学研究科〉

- ・アクティブ・ラーニングを目指したシラバスの記載方法の改善により、授業の到達目標等が明瞭となり、また科目間での記載内容の統一を図ることができた。さらに、研究科教務委員会のメンバーにより 2014 年度シラバスの点検を行うことで、情報の充実化や見やすさの改善につながった。
- ・看護学専攻及び国際保健助産学専攻研究コースにおいて、2015 年度から研究計画発表会の時期を 2 回設定し、学生のニーズに合わせていずれかを選択できるようにする配慮を行った。
- ・社会人学生への配慮として、共通科目を火曜日に集中するなどの、時間割の変更を行うことにより、働きながら学べる環境を整えた。
- ・2014 年度には、博士後期課程研究計画書再提出者の提出時期の随時化を図り、学生個々の進捗状況に合わせた配慮を行った。

②改善すべき事項

〈看護学部〉

- ・GPA 導入後は、それが学生にどのような影響を及ぼすのか、取得単位数や成績の状況、クラス担当教員による面接時の学生の反応、必要に応じて学生への質問紙調査を行って把握していく。現在では、GPA は、主として教職員による学生への指導や支援をより有効に行うためのものと位置づけているが、それ以外の有効な活用方法について、教務委員会を中心に検討を重ねる。
- ・学生による実習評価アンケートを毎年行い、その結果を実習施設と共有し、学生の指導ニーズや実習における困難な状況を把握しながら、実習指導の質の向上を図る。

〈看護学研究科〉

- ・社会人学生へのサポートや履修支援を行い、さらに院生が学びやすい環境を整えていく必要がある。

4. 平成 27 年度に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

〈看護学部〉

- ・これまで、少人数のクラス配置やグループワークを取り入れた主体的学習を積み重ねてきて一定の成果を挙げてきたが、今後はさらにアクティブ・ラーニングの手法を積極的に取り入れるために研修の機会を増やし、学生が授業に主体的に参加できるような状況を整えていく。また、実習施設と大学との共同企画である「実習指導者研修会」を積み重ね、実習指導者と教員とのコミュニケーションをさらに活性化するとともに、実習で

つまづきやすい学生の早期発見とそうした学生への支援方法を探索していく。

〈看護学研究科〉

- ・ 今後も、研究科教務委員会のメンバーによるシラバスの点検を継続して行い、情報の充実化や見やすさの改善を行っていく。
- ・ 今後も、社会人履修等の学生のニーズにあわせて時間割や論文発表時期等への配慮を行い、働きながら学べる環境を継続して整えていく。

②改善すべき事項

〈看護学部〉

- ・ GPA 導入後は、それが学生にどのような影響を及ぼすのか、取得単位数や成績の状況、クラス担当教員による面接時の学生の反応、必要に応じて学生への質問紙調査を行って把握していく。現在では、GPA は、主として教職員による学生への指導や支援をより有効に行うためのものと位置づけているが、それ以外の有効な活用方法について、教務委員会を中心に検討を重ねる。
- ・ 学生による実習評価アンケートを毎年行い、その結果を実習施設と共有し、学生の指導ニーズや実習における困難な状況を把握しながら、実習指導の質の向上を図る。

〈看護学研究科〉

- ・ 社会人学生の履修状況や実態を把握し、院生が学びやすい環境を整える。

5. 根拠資料

- 4-3-1 看護学部シラバス (2014 年度)
- 4-3-2 看護学部実習施設一覧 (2014 年度)
- 4-3-3 看護学部時間割 (2014 年度)、看護学研究科時間割 (2014 年度)
- 4-3-4 実習指導者研修会プログラム
- 4-3-5 看護学実習における感染症予防対策
- 4-3-6 看護学実習における適切な情報管理のためのガイドライン (Ver. 1)
- 4-3-7 授業欠席に対する学生支援体制
- 4-3-8 大学院シラバス (2014 年度) (既出 1-8)
- 4-3-9 授業評価 (大学 HP)
<http://www.redcross.ac.jp/disclosure/index.html>
- 4-3-10 平成 25 年度 前期 学生による授業評価 (アンケート調査) 集計結果
平成 25 年度 後期 学生による授業評価 (アンケート調査) 集計結果
- 4-3-11 共同災害看護学専攻 博士課程 履修の手引き (2014 年度) (既出 4-2-5)
- 4-3-12 共同災害看護学専攻 博士課程 開講科目シラバス 1 回生用 (2014 年度)
- 4-3-13 学生便覧 (2014 年) (既出 1-7)
- 4-3-14 大学院 授業評価アンケート様式

第4節 成果

1. 平成 26 年度の発展方策 (平成 25 年度年報に記載)

①効果が上がっている事項

〈看護学部〉

- ・今後も模擬試験、国家試験対策講座等の実施を積極的に行うことにより、看護師国家試験の合格率を100%に上げ、保健師国家試験合格率の一層の向上を目指す必要がある。
- ・授業評価によって提示された改善策に基づいて、授業がどのように改善されたのか、引き続き注視するとともに、教員、学生ともに実施したことについての評価を行う方法を検討していく。

〈看護学研究科〉

- ・今後も CNS 取得状況を把握することで、現院生への情報状況が可能となり、また学習の動機づけとなる。
- ・新たに CNS 教育機関として承認された災害看護や今後教育機関申請に取り組む在宅看護の動向をフォローする。
- ・引き続き、助産師国家試験での100%合格を目指して指導体制を強化していく。
- ・博士後期課程において、平成26年度から再入学制度で入学した院生に対して、長期化しないよう指導を強化する。
- ・院生に対して、論文の学会誌などへの報告を課すことで、研究成果の発表を促進する。

②改善すべき事項

〈看護学部〉

- ・再試験等による不合格や出席日数不足による卒業延期を防ぐために早期の学生への対応をさらに具体的に考えていく必要がある。
- ・今後も、模擬試験や国家試験対策講座等の実施を積極的に行うことにより、看護師国家試験の合格率を100%に上げ、保健師国家試験合格率の一層の向上を目指す必要がある。
- ・授業評価によって提示された改善策に基づいて、授業がどのように改善されたのか、引き続き注視するとともに、教員、学生ともに実施したことについての評価を行う方法を検討していく。

〈看護学研究科〉

- ・現院生への情報提供が可能となり、また学習の動機づけとなるため、今後も CNS 取得状況を把握していく。
- ・新たに CNS 教育機関として承認された災害看護や、今後教育機関申請に取り組む在宅看護の動向をフォローする。
- ・博士後期課程において、就業年限が長期化しないよう指導体制を強化していく。
- ・博士後期課程において、平成26年度から再入学制度で入学した院生に対して、長期化しないよう指導を強化する。
- ・院生に対して、論文の学会誌などへの報告を課すことで、研究成果の発表を促進する。

2. 現状の説明

(1)教育目標に沿った成果が上がっているか。

〈看護学部〉

2012年度のカリキュラム改訂に合わせて、2013年から科目に対する授業評価を実施してきた。授業評価の全集計結果、学生からの自由記載、教員からのコメントは、冊子として

図書館に配架して誰でも閲覧可能とし、HP 上では全集計結果、次年度に向けた授業の具体的な改善策を含む教員からのコメントを公開している。教員からのコメントには、次年度に向けた授業の具体的な改善策も含まれている。授業評価は全体的に回収率も高く、学生からの協力も概ね得られている。(資料 4-4-1) (資料 4-4-2)

2014 年 3 月に卒業間近の 4 年生を対象に行った教育評価に関する質問紙調査では、「大学で学んだカリキュラムが身についているかどうか」との質問に対して、「強く思う」「そう思う」と回答した割合の合計が 60%以上の項目は、25 項目中 21 項目に上った。また、2014 年 8 月に実施した卒業後 3 年未満の卒業生を対象とした同様の質問紙調査では、「強く思う」「そう思う」と回答した割合の合計が 60%以上の項目は、25 項目中 14 項目であり、教育の成果はかなり上がっていると評価できる (資料 4-4-3)。

卒業延期となった学生は 2011 年度 3 名、2012 年度 4 名、2013 年度 2 名、2014 年度 1 名であったが、卒業延期を防ぐための学生への早期対応として、4 月の履修説明(ガイダンス)において教務委員会から本学のカリキュラムの特徴を説明し、段階的な履修が必要な科目、実習に必要な履修要件となっている科目等について指導を徹底した。

2014 年度の国家試験合格率に関して、看護国家試験合格率は 97.9% (既卒者込みで 96.6%)、昨年の 95.7%よりも 2.2%上昇しており、保健師は 100%と昨年の 90.1%よりもかなり上回り全員合格であった (資料 4-4-4)。本学の国家試験合格率は全国平均を上回っているものの、年次変化が見られている。

〈看護学研究科〉

2014 年度の助産師国家試験合格率は 100%で、昨年の 100%に引き続き、全員の合格となっている (資料 4-4-4)。

2014 年 3 月に、修士課程 2 年生を対象に大学院の現行のディプロマ・ポリシーについて、質問紙調査を実施した。その結果、ディプロマ・ポリシーに掲げている能力を「身につけているか」を問う 16 項目のうち、能力を身につけたと回答した学生が 60%以上だった項目は看護学専攻 2 年次において 5 項目であり、国際保健助産学専攻 2 年次で 6 項目であった (資料 4-4-3)。

2014 年 8 月に修了生(2010 年度～2012 年度の 3 ヶ年)を対象に実施した質問紙調査では、ディプロマ・ポリシーに関する能力が身についたか問う項目で、「強く思う」「そう思う」と回答した修了生が 60%以上だった項目は、16 項目すべてであった。今後、修了生が臨床や教育の場の中で本学において培われた能力を発揮できるような教育の継続が必要である (資料 4-4-3)。

博士後期課程では、修士課程と同様に 2014 年 3 月に、在 student と 3 年次に対してディプロマ・ポリシーに関するアンケートを行った。しかし、1、2 年次の学生や、3 年を超えて在籍している院生も回答し、その上、回収した数が非常に少なく 3 年間での到達度は不明確であった (資料 4-4-3)。

博士課程共同災害看護学専攻に関しては、2014 年 4 月からの開講のため、今後 5 大学の教育課程連絡協議会で検証を行っていく予定である。

(2)学位授与 (卒業・修了認定)は適切に行われているか。

〈看護学部〉

日本赤十字看護大学学則（資料 4-4-5、p. 92）及び学位規程（資料 4-4-5、p. 112）により、本学に 4 年以上在学し、学則に定める授業科目及び単位を修得して卒業した者には、学士の学位が授与される。2011 年度以前に看護学部に入学者の修得すべき単位は、必修科目 106 単位、選択科目 20 単位以上、計 126 単位以上であり、2012 年度以降入学者の場合は、必修科目 100 単位、選択科目 24 単位以上、計 124 単位以上である（資料 4-4-5、pp. 14-16）。

卒業判定に関しては、教員から提出された成績評価に基づき、教務委員会で卒業要件を満たしているかどうかを確認した後、教授会で可否について審議した後、学長が認定する。

〈看護学研究科〉

1) 修士課程

看護学専攻及び国際保健助産学専攻研究コースでは、日本赤十字看護大学大学院学則第 33 条第 1 項（資料 4-4-6、p. 58）により、所定の科目について 30 単位以上修得し、修士論文の審査及び最終試験に合格した者に修士（看護学）の学位が授与される（資料 4-4-6、p. 58・p. 66）。修得単位の認定については、各担当教員から提出された成績評価をもとに研究科教務委員会での修了要件についての検討を経て、研究科委員会で可否について審議した後、学長が認定する。修士学位論文審査は、主査 1 名及び副査 2 名で構成される修士学位論文審査会（以下「修士論文審査会」）で行われ、口頭による最終試験が行われる（資料 4-4-8、pp. 15-16）。

その後、審査員により学位授与の可否の判定が行われ、その結果を主査が審査報告書にまとめ、研究科長を経て研究科委員会で審議され、最終的に学長が認定する（資料 4-4-6、p. 67）（資料 4-4-8、p. 17）。審査の過程（資料 4-4-6、p. 32）と修士論文の審査基準（資料 4-4-6、p. 36）については、大学院シラバスにも明示されている。

国際保健助産学専攻実践コースにおいては、同じく大学院学則第 33 条第 2 項（資料 4-4-6、p. 58）により、所定の科目 30 単位以上と指定された助産師資格受験科目 28 単位、計 58 単位以上を修得し（資料 4-4-6、p. 14）、課題研究の審査及び最終試験に合格した者に修士（看護学）の学位が授与される（資料 4-4-6、p. 58・p. 66）。修得単位の認定については、看護学専攻と同様である。課題研究は、主査 1 名及び副査 2 名で構成される修士学位論文（課題研究）審査会（以下「課題研究審査会」）で審査される（資料 4-4-8、pp. 27-28）。課題研究審査会は公開の発表会形式で行われる（資料 4-4-8、pp. 27-28）。審査会の判定結果は研究科長を経て研究科委員会で審議され、学長が学位授与を認定する（資料 4-4-6、p. 67）（資料 4-4-8、p. 17）。審査の過程（資料 4-4-6、p. 33）と審査基準（資料 4-4-6、p. 36）については、大学院シラバスにも明示している。

2) 博士後期課程

日本赤十字看護大学大学院学則第 33 条第 3 項（資料 4-4-6、p. 58）により、博士後期課程に 3 年以上在学し、所定の科目について 10 単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、博士論文を提出してその審査及び最終試験に合格して博士課程修了の認定を受けた者は、博士の学位を授与される。ただし、優れた研究業績を上げた者については、在学期間に関してはこの限りではない（資料 4-4-6、p. 58）。修得単位の認定については、各担当教員から提出された成績評価をもとに研究科教務委員会での修了要件について検討した後、研究科委員会で審議を経て、学長が認定する。博士学位論文の審査は、主査 1 名（正・副研究指導教員以外）及び副査 4 名（正・副研究指導教員含む）で構成される博士学位論文

審査会(以下「博士論文審査会」)で行われた後、口頭による最終試験が行われる(資料4-4-8, pp. 37-38)。

その後、審査員の合議で学位授与の可否について判定が行われ、主査が審査報告書を研究科長に提出する。合格の判定を得た論文は、博士審査委員会の審議に付され、委員の投票により合否を決定した後、研究科長を経て研究科委員会で審議され、最終的に学長が認定する(資料4-4-6, p. 97)。審査の過程(資料4-4-6, p. 48)と博士学位論文関連の審査基準(資料4-4-6, pp. 50-51)については、大学院シラバスにも明示されている。

3) 博士課程共同災害看護専攻

2014年4月に開講した博士課程共同災害看護専攻については、50単位以上を修得し、その上で、博士論文の審査及び最終試験に合格することが学位授与の条件となっている。これについては、「履修の手引き」(資料4-4-7, p. 5・p. 7)、大学院シラバスにも明示している(資料4-4-6, p. 58)。

3. 点検・評価

① 効果が上がっている事項

〈看護学部〉

- ・2012年度から、より具体的に授業評価アンケート実施方法についての評価・検討が議論され、全科目での授業評価方法が導入され、評価結果を踏まえた各担当教員からのコメントとして授業改善策が公開され、具体的に示された(資料4-4-1)(資料4-4-2)。
- ・ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーに対する学生からの教育評価は、カリキュラム全般や学生の到達目標についての改善のきっかけとなったので、引き続き実施していく。

〈看護学研究科〉

- ・修士課程と博士後期課程の修了生に対するディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーに関する質問紙調査を行い、教育目標、学位授与方針、教育課程の検証を行った。
- ・研究科修了生を対象とした教育成果の検証により、修了後、臨床や教育等の様々な場で、本学の中で培われた能力が最大限に発揮されていることが示唆された。

② 改善すべき事項

〈看護学部〉

- ・学生からの評価の高かった授業科目の公開授業等を取り入れることで、教員の授業の質の向上を図っていく。

〈看護学研究科〉

- ・学生からの授業評価により指摘された点を十分に吟味した上で、担当教員が教育内容・方法等に関する具体的な改善策を提示するように、担当教員に研究科教務委員会から働きかける。

4. 平成27年度に向けた発展方策

① 効果が上がっている事項

〈看護学部〉

- ・学生による教育評価を継続し、教育の成果を検証していく。

〈看護学研究科〉

- ・修士課程と博士後期課程の在學生や修了生に対して、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーに関する質問紙調査を在學生は毎年、修了生へは修了後2年目、3年目を対象に隔年で行い、教育目標、学位授与方針、教育課程の検証に繋げていく。

②改善すべき事項

〈看護学部〉

- ・学生による評価の高かった教員の授業を公開し、教員同士が参観する等して、全学的な授業改善を図る。

〈看護学研究科〉

- ・学生からの授業評価等により指摘された点を十分吟味し、担当教員が教育内容・方法等に関する具体的な改善策を提示するよう教員に働きかける一方、改善に役立つ方法についてFD等で情報提供を行っていく。

5. 根拠資料

4-4-1 授業評価（大学 HP）

<http://www.redcross.ac.jp/disclosure/index.html>（既出 4-3-9）

4-4-2 平成 25 年度 前期 学生による授業評価（アンケート調査）集計結果

平成 25 年度 後期 学生による授業評価（アンケート調査）集計結果（既出 4-3-10）

4-4-3 教育評価に関する調査報告書（2014 年度）（既出 4-1-8）

4-4-4 平成 26 年度 国家試験結果状況

4-4-5 学生便覧（2014 年度）（既出 1-7）

4-4-6 大学院シラバス（2014 年度）（既出 1-8）

4-4-7 共同災害看護学 博士課程 履修の手引き（2014 年度）（既出 4-1-7）

4-4-8 大学院看護学研究科 学位論文関係集

第5章 学生の受け入れ

1. 平成26年度の発展方策（平成25年度年報に記載）

①効果が上がっている事項

〈看護学部〉

- ・入試方法別（各種推薦、一般、センター利用型）の入学後の成績を勘案し、大学入試センター試験利用型の応募枠拡大に対する評価を行う。
- ・面接評価用紙の妥当性を検討する。
- ・適切な定員管理を継続する。

〈看護学研究科〉

- ・これまでの取り組みを継続する。

②改善すべき事項

〈看護学部〉

- ・障害のある学生の入学者選抜試験時のガイドライン作成について検討する。
- ・一般入試と大学入試センター業務を考慮した入試業務の配置の適正化について検討する。
- ・支部長推薦による出願条件に関する規約等を作成する。
- ・入試試験の出題における担当者、選抜試験科目、出題内容や出題範囲の妥当性や適切性を評価するシステムを構築する。

〈看護学研究科〉

- ・平成27年度入試（平成26年度実施）では、老年看護学・災害看護学・地域看護学のCNSコースの開講について大学院説明会等で広報活動を積極的に行い、学生確保を図る。
- ・博士後期課程の平成27年度入試（平成26年度実施）から受験資格にTOEFLiBTテストで55点以上であることを追加し英語の試験を課さないことを広報し、学生確保を図る。

2. 現状の説明

〈看護学部〉

①新教育課程改正に伴う平成28年度入学者選抜試験科目について

「英語」「国語」の出題範囲について名称と科目内容の確認を行い、「新・旧教育課程共通の範囲から出題」することを前提に本学での試験範囲の検討を行った。その結果、英語に関しては「コミュニケーション英語Ⅰ」「コミュニケーション英語Ⅱ」、国語に関しては「国語総合（古文・漢文を除く）」とすることになった。

②入試種別の成績評価に関する追跡調査

現在、本学では多様な入試を行っているため、一般、推薦（指定校・公募・支部長）、大学入試センター試験利用型の入試種別でみた学生の成績評価について調査分析を行い、検討課題を明らかにした。分析結果から、座学を中心に一般講義・看護講義ともに入試順位とその後の成績に相関関係があること、指定校推薦とセンター入試入学者に優位性があることが明らかになった。入試成績と座学における入学後の成績に相関があることにより、入試問題の妥当性は一定程度検証された。また検討課題として、指定校推薦による入学者

枠の確保、導入から10年が経過する支部長推薦の今後の在り方、支部長推薦の入試方法の改善などが上がった。

③指定校推薦入学者選抜試験に伴う指定高等学校の見直し

現在本学では、1998年に設置した指定高等学校の基準内容に該当する高等学校32校に対して、指定校推薦入学者選抜試験の枠を設けている。しかし32校の中には出願や入学が過去数年全くない高校も存在する。前述の成績調査においても、指定校入学者は安定した学業成績を収める傾向があるため、指定校入学者の確保は重要である。そこで入学者選抜試験委員会にて指定校の見直しを行うこととした。

審議の結果、平成27年度入試は、既存の32校はそのまま継続とし、新たな追加指定校を開拓することになった。一般入試における出願者の出身高等学校、入学状況などの調査結果に基づき9校を追加指定校の候補としてリストアップし、それぞれの高校に訪問して、進路方針（センター試験や国公立、一般入試の受験を推奨しているか、推薦入試にも指導を行っているか）、看護系希望者の割合などを含めたヒアリングを行った。その結果、推薦入試にも積極的な指導を行っている進学校8校を平成27年度入試より追加指定校とした。

〈看護学研究科〉

広報委員会と共同し、大学院チラシの作成、大学院説明会の第2回目の追加開催(8/3)等による広報活動を積極的に行った。

平成27年度入試（平成26年度実施）から博士後期課程の受験資格にTOEFLiBTテストで55点以上であることを追加し英語の試験を課さないこととしたが、9月入試の出願者が0名だったため、3月入試では「専門科目[英語]」を追加し前述については「専門科目[英語]」の免除規定とすることを入学者選抜試験管理委員会において決定し、実施した。

3. 点検・評価

①効果が上がっている事項

〈看護学部〉

- ・学生の入学定員は130名である。3年次の編入学生の定員は10名である。よって学生収容定員数は540名である。平成27年度の入学生は144名、3年次編入学生は12名である。定員に対する入学者の割合は平成27年度において1.1であり、定員を確保している。
- ・指定校の見直しに関しては、既存32校への対応や基準内容の見直しなどを含めて、中長期的な視点で継続して検討していく必要がある。

〈看護学研究科〉

- ・年間を通じて継続した広報を行い、修士課程看護学専攻31名、修士課程国際保健助産学専攻17名、博士後期課程8名、共同災害看護学専攻2名の入学が決定し、全ての専攻で定員を確保した。
- ・博士後期課程は3月入試で12名の出願があり9名合格した。最終的に8名の入学が決定し定員を確保した。

②改善すべき事項

〈看護学部〉

- ・入学者選抜試験の多様化、とくに大学入試センター試験導入に伴う教職員の業務負担の増加に伴い、業務全体と教職員の役割分担を見直すこと、入学者選抜試験の評価・分析

ができる体制の強化を図る必要がある。

- ・「災害時の不測の事態への対応」に関連して、本学では試験問題のストックが必要であることが確認されたため、ストックを揃える必要がある。
- ・支部長推薦の入試方法の改善、支部長推薦による出願条件に関する規約等の作成など支部長推薦の今後の在り方の見直しが必要である。
- ・障害のある学生の受け入れに対しては、入学願書からの情報や本人等からの連絡に基づいて個別に対応しているが、ガイドライン作成には至っていない。

〈看護学研究科〉

- ・博士後期課程については、次年度3月入試と同様の試験科目とし、TOEFLiBTテスト導入の評価・分析を進める。

4. 平成27年度に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

〈看護学部〉

- ・指定校推薦入試制度の検討を行うために、指定校部会を設置して継続的に取り組む。
- ・面接基準を「論理的思考力」「対人関係力」「社会性」「共感性」「主体性」と統一化した面接評価用紙の改定が行われて3年が経過する。公正性、適切性の視点で評価が必要である。

〈看護学研究科〉

- ・適切な定員管理を継続する。

②改善すべき事項

〈看護学部〉

- ・高等学校の新教育課程に応じて設定した科目の検証を行う。また、入学後の成績との相関関係、入学者選抜試験の種別、実施時期等を含めた検証を行う。
- ・「災害時の不測の事態への対応」に関連した試験問題のストックを計画的に遂行する。
- ・支部長推薦の入試方法の改善、支部長推薦による出願条件に関する規約等の作成など支部長推薦の今後の在り方の見直しを行う。
- ・障害のある学生の入学者選抜試験時のガイドラインの作成について検討する。

〈看護学研究科〉

- ・平成28年度入試（平成27年実施）では、修士課程看護学専攻学内選考・特別選考、修士課程国際保健助産学専攻学内推薦（実践コースのみ）・学内選考（研究コース）・特別選考、博士後期課程学内選考を新規に追加し幅広い受験者層に広報し学生確保を図る。
- ・平成28年度入試（平成27年実施）では、継続的な定員充足・早期の学生確保を図るべく、第1回入試を8月に実施し（平成26年度は9月実施）、大学院説明会を5回開催（平成26年度は2回実施）することとする。

5. 根拠資料

5-1 本学ホームページ 入試案内

<http://www.redcross.ac.jp/entexa/oc.html>

第6章 学生支援

1. 平成 26 年度の発展方策（平成 25 年度年報に記載）

①効果が上がっている事項

- ・さらに経済的支援と学業奨励を効果的に行うために、平成 26 年度入学生から改正される特待生制度に関する情報の周知をはかる。
- ・学生相談室による大学院生を対象としたメンタルヘルス対策プログラムの充実を図る。

②改善が必要な事項

- ・平成 26 年度内に学生支援の基本方針について検討し、明文化する。
- ・奨学金の受給および貸与を受けている学生のフォローアップについて検討する。
- ・2 年生が大学祭の企画運営の中心であるため、引継ぎや事務手続き、外部との交渉など遅れがちとなっている。サポート体制や開催時期について検討が必要である。
- ・学生生活等に関する学生自治会と大学（学生生活・就職支援委員会、学生係）との意見交換の場を定例化し、学生生活に反映できるよう検討する。
- ・平成 26 年度から、3 年生に対しては低学年を対象とした業者模擬試験を導入する。4 年生に対しては、夏期休暇を有効に活用できることを目的に、通常の模擬試験を繰り上げて早期に実施する。成績下位者および平成 24 年度・25 年度看護師および保健師国家試験不合格者への学習支援について検討する。
- ・学生相談室に加えて、その機能を補完するため、平成 26 年度から年中無休で 24 時間対応できる外部委託の学生相談を導入する（健康相談も可能）。
- ・研究科国際保健助産学専攻の実習時の宿泊場所について、安全が保持できる固定した場所を検討する。

2. 現状の説明

平成 26 年度に学生支援の基本方針として、「建学の精神である『人道』に基づき、学生が学修に専念し、安定した学生生活を送ることで、一人ひとりが自己及び他者を大事にしながら人間的成長を達成できるよう、学生生活・就職支援委員会を中心として教職員全体が組織的にきめ細やかな学生支援を行う」と定め、修学支援、生活支援、進路支援の 3 つの観点から明文化した。この基本方針は本学 HP で公開している（資料 6-1）。

本学では、経済的支援と学業奨励を効果的に行うために、奨学金制度と特待生制度（授業料免除）とを設け、意欲ある学生に学ぶ機会を提供している。主な奨学金の受給状況は学部について表 6-1 に、研究科について表 6-2 に示した。平成 26 年度の学部の奨学金給付者延べ数は 664 名、学生総数に占める割合は 113.1%（前年比と変わらず）で、複数の奨学金を受給する学生が多い。種類別給付状況では、日本赤十字社関連奨学金が 45.3%で最も割合が高く、次いで日本学生支援機構奨学金 24.1%（第一種・第二種合計）であった。研究科の奨学金給付者延べ数は 76 名で、大学院生総数に占める割合は 66.1%（前年比 1.6%増）であった。種類別給付状況では、日本学生支援機構奨学金 28.9%（第一種・第二種合計）の割合が最も高かった。

奨学金に関する学生への情報提供は、「奨学金案内」（資料 6-2）を作成して、広く学生に周知しているほか、学生便覧、HP、奨学金説明会、学内掲示で行っている。このほかに、随時、学務課学生係及びクラス担当教員が個別相談に応じている。

表 6-1 平成 26 年度看護学部生の奨学金の種類と受給状況

種類	日本学生支援機構		日本赤十字社 関連奨学金		日本赤十字看護大学奨学金			その他	計
	(第一種)	(第二種)	日本赤十字社奨学生	日本赤十字社医療センター	伊藤・有馬記念基金	保護者会奨学金	大嶽康子記念奨学金		
受給者数	73	87	301	117	24	15	5	42	664
割合* ¹	11.0%	13.1%	45.3%	17.6%	3.6%	2.3%	0.8%	6.3%	113.1%* ²

*1＝受給者延総数に対する割合

*2＝在籍学生総数 587 名に対する割合

表 6-2 平成 26 年度研究科大学院生の奨学金の種類と受給状況

種類	日本学生支援機構		日本赤十字社 関連奨学金		日本赤十字看護大学奨学金			その他	計
	(第一種)	(第二種)	日本赤十字社奨学生	日本赤十字社医療センター	伊藤・有馬記念基金	保護者会奨学金	大嶽康子記念奨学金		
受給者数	14	8	5	0	13	対象外	0	36	76
割合* ¹	18.4%	10.5%	6.6%	0.0%	17.1%	対象外	0.0%	47.4%	66.1%* ²

*1＝受給者延総数に対する割合

*2＝在籍学生総数 115 名に対する割合

研究科大学院生に対しては、ティーチング・アシスタント制度を設け、教育研究活動を担いつつ、経済的な支援を行っている。平成 26 年度の活用状況を表 6-3 に示す。

表 6-3 ティーチング・アシスタント制度の活用状況

年度	平成 26 年度
修士課程在籍 TA 採用者延べ数	33 名
博士後期課程在籍 TA 採用者延べ数	2 名
合計	35 名

博士後期課程では、在学延長の学生や単位取得済満期退学後に学位論文の審査を受けるために再入学を望む修了生や研究生に対して、平成 26 年度から授業料等の負担軽減を図った。

平成 25 年度までの特待生制度は、一般入試の成績上位者 2 名に対し 4 年間授業料を免除する特待生 A と、2 年生以降、前年度の学業成績上位者 2 名に対し授業料の半額を 1 年間免

除する特待生 B を選出するものであった。経済的支援と学業奨励をより効果的に行うために特待生制度の見直しを行い、平成 26 年度入学生からは、特待生 A については一般入試の成績上位者 2 名に対し 1 年間の授業料免除を行い、特待生 B についてはその対象者を各学年 5 名に拡大する改正を行った。

奨学金の受給および貸与を受けている学生のフォローアップについては実施できていない。

4 年生に対して就職セミナー・相談会に対するアンケートを実施し、平成 27 年度への企画に向けて情報収集を行った。

平成 26 年度大学祭終了後、1・2 年生で課題検討を行った。実習時期などカリキュラム進行と 1 年生のネットワークができた後の開催が良いとの意見から、平成 27 年度以降は、前期から後期へと時期を変更し、2 日間を 1 日間に縮小して開催することになった。

学生生活などに関する学生自治会と大学との意見交換の場をもち、学生から施設使用・学内環境・課外活動などへの要望が出され検討することができたが、定例化はできていない。

看護学部卒業延期者数を表 6-4 に、休・退学者数を表 6-5 に示す。平成 26 年度は卒業延期者 3 名、休学者 3 名、退学 0 名であった。復学者は前期 2 名、後期 1 名であった。休学の主な理由は体調不良、一身上、進路検討であった。いずれも早期にクラス担当教員が相談に応じ、学年主任や学務部長、学部長、カウンセラー、学務課と連携を取り、学生本人及び家族を含めての修学に関する個別対応を行っている。

表 6-4 年度別在籍者および卒業延期者数（内数）：看護学部

年度	平成 26 年度	
	在籍者	卒業延期者
4 年次	144	3
4 年次 (編入)	10	0

表 6-5 休・退学者数：看護学部

年度	平成 26 年度				
	在籍者数	退学者数	休学者数	退学率	休学率
看護学部	588	0	3	0.0%	0.5%
休学理由	体調不良(1)、一身上の都合(1)、進路について考えるため(1)				

看護学研究科の卒業延期者数を表 6-6 に、休・退学者数を表 6-7 に示す。研究科の学生には、就業状況や出産・介護等のライフイベントを含む家庭状況など多様な個々の学習条件を踏まえ、学習継続または進路変更への個別的指導や支援を実施している。

表 6-6 年度別在籍者および修了延期者数：大学院

年度	平成 26 年度	
	在籍者	卒業延期者
修士課程	91	2
博士後期課程	25	9

表 6-7 休・退学者数：大学院

年度		平成 26 年度				
		在籍者数	退学者数	休学者数	退学率	休学率
修士課程		89	2	3	2.3%	3.4%
博士後期課程		26	0	4	0.0%	15.4%
退学理由	修士課程	一身上の都合(1)、体調不良(1)				
	博士後期課程	—				
休学理由	修士課程	体調不良(2)、一身上の都合(1)				
	博士後期課程	体調不良(2)、一身上の都合(2)				

24 時間対応外部委託学生相談を導入し、ガイダンス、保護者会などでリーフレットを配布して周知した。4 月から 2 月までの利用者数については、健康相談（電話）13 件、メンタル電話カウンセリング 2 件であった。メンタル面談カウンセリングの利用はなかった。

学生にとって学生相談室が身近に感じられるよう、新たに、学部新入生ガイダンス「看護大の体験」にカウンセラーが参加したり、大学院新入生とのランチ持ち寄り会を学生相談室で開催した。一方、外部委託学生相談の導入に伴い、大学内学生相談室の開室日を削減した。

看護師・保健師の資格取得のために国家試験対策部会が対策を企画実施するとともに、既卒者に対しても元クラス担当教員と国家試験対策部会が個別に連絡をとり支援を継続している。平成 26 年度は、3 年生に対し必修問題に特化した低学年模試を初めて実施し、クラス担当教員が結果をもとに、個別面談による学習支援を行った。4 年生に対しては、夏期休暇を有効に活用できることを目的に、模擬試験を夏季から 4 月実施に繰り上げ、早期に学習計画に反映できるよう変更した。今年度、4 年生に対して新たに実施したことは①E-ラーニング導入による個人・小グループ学習の機会提供、②予備校講師による対策講座の増加、③合格した卒業生による対策講座、④クラス担当教員企画による対策講座の実施、⑤予備校講師による学習アドバイス講座の開講である。また、学生提案による直前模試の実施を支援した。模試の成績下位者に対しては、必修問題に特化した講座を開講、さらにクラス担当教員と国試対策部会が協力し、個別面談による学習および情緒的支援を行った。前年度までの看護師および保健師国家試験不合格者に対しては、元クラス担当教員と国家試験対策部会が協力し、学習情報の提供や模試受験の機会提供および情緒的支援を行った。保健師国家試験対策については対象者が 20 人と少なくなったが既卒者も対象とし従来どお

りの内容で実施した。

平成26年度新卒者の国家試験合格率は、看護師97.9%（全国平均95.5%）、保健師100%（全国平均99.4%）、助産師100%（全国平均99.9%）であった。平成25年度不合格であった7名のうち5名合格した。

実施した国試対策について、学生評価を得るべく質問紙調査を実施した結果、模擬試験の実施時期、対策講座の時間配分、図書館の充実の必要性、E-ラーニングの検討、など検討すべき意見が得られた。

新入生向けの喫煙に関する特別講義は、現行のカリキュラムで開講されている複数の授業科目の教育内容でカバーできることが確認され、今年度より中止した。

3. 点検・評価

①効果が上がっている事項

- ・学生支援の基本方針が明確に定まったことから、支援活動の促進と支援活動の強化が必要な点が明確化できたと考えられる。
- ・特待生制度の周知を図ることが出来たとともに、経済的側面からの修学支援が手厚くなったと考える。
- ・学祭時期を後期に移動することで、企画・準備に余裕ができるとともに1年生が参加しやすくなったと思われる。
- ・24時間対応外部委託学生相談は、利用者数が15件であるが、他導入施設の初年度利用割合2%と同程度である。一方、大学内の学生相談室の利用者数は横ばい、大学院生は増加傾向にあり、学生が利用しやすくなっていると思われる。教員からの紹介で学生相談室を利用している学生も増えており、学生相談室と教員との連携が図れている。

②改善すべき事項

- ・奨学金の受給および貸与を受けている学生のフォローアップについて実施できていない。
- ・学生自治会と大学との意見交換の場は持てたが定例化には至っていない。
- ・学内・外部委託の両学生相談が、大学のカリキュラムに合わせうまく活用されるよう、情報提供など周知方法を検討する。
- ・2年生の5週間実習など学生の学生相談室へのニーズが高まる時期に、学内学生相談室が閉室していることがある。

4. 平成27年度に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

- ・企画・準備に余裕ができるとともに1年生が参加しやすくなることを狙い、学祭時期を後期に移動したが、時期変更の初年度となるため、企画・準備から継続的に学生をサポートできるよう支援策を検討する。
- ・教員の学生指導のサポートのために学生相談室を活用できるように、教員を対象とした「カウンセラーとの懇談会」への参加を促し、内容の充実を図る。
- ・国家試験合格状況および学生アンケート結果を参考にして、より効果的な国家試験対策の内容を検討、実施する。

②改善すべき事項

- ・奨学金の受給および貸与を受けている学生のフォローアップを検討する。
- ・4年生に対する就職セミナーや相談会の企画を検討する。
- ・学生生活等に関する学生自治会と大学（学生生活・就職支援委員会、学生係）との意見交換の場を、学生自治会の総会時期や決算時期に合わせ、前期・後期各1回の開催とし、学生生活に反映できるよう検討する。
- ・学内および外部の学生相談が、大学のカリキュラムに合わせうまく活用されるよう、情報提供など周知方法を検討する。また、学内学生相談室は、実習のカリキュラムに合わせて開室するなど工夫する。

5. 根拠資料

6-1 情報公開資料：学生支援の基本方針

<http://www.redcross.ac.jp/campus/policy/index.html>

6-2 『奨学金案内』

6-3 「2014年度 国家試験対策 学生アンケート結果」

第7章 教育研究等環境

1. 平成26年度の発展方策（平成25年度年報に記載）

①効果が上がっている事項

【施設・設備】

- ・施設・設備等の点検を継続し、不具合には迅速に対応する。
- ・学生のニーズを反映したキャンパス・アメニティの整備を継続する。
- ・節電や資源の無駄遣いの取り組みを継続する。

【図書館】

- ・学生会からの要望を積極的に取り入れる。特にスペースの利用方法やインテリア等を工夫し、館内環境の快適化をはかる。
- ・リポジトリへのコンテンツ登録数を増やし、多くの研究成果を公表する。

【教育研究等支援環境】

- ・競争的資金獲得のため今年度より始めた方策をさらに拡充する。具体的には、これにかかる様々な情報提供を迅速に行い、教員の研究環境をさらに充実させるために継続してHPおよび学内設備を整備する。
- ・学生の研究支援に関しては、来年度、卒業論文（「研究Ⅱ」）をPDF化し、学生がHP上で閲覧できるようにHPを整備する（26年度5月にアップ予定）。今後も継続してHPの内容を拡充していく。
- ・学会誌への投稿に向けた支援に関しては、採用のための具体的な方策を提供する研究FD等を実施し、学会誌への投稿に向けた支援を行った。今年度は1回の開催だったが、今後は回数を増やす等の拡充策を検討していく。
- ・教員の研究活動・交流をさらに進めるため、次年度はフロンティアセンターの活動と連携し、ケアリングフロンティア広尾のリサーチ・フェスタと共催し、研究発表の場を設ける。

【研究倫理】

- ・これまで通り、公正・厳格で迅速な審査、研究倫理講習会の受講義務化を継続する。

②改善すべき事項

【図書館】

- ・武蔵野館の閉館準備作業：広尾館へ移管する資料の選定と移管・除籍作業。
- ・現在の『図書館利用細則』を『図書館利用規程』として整理し、別途、「機器及び施設の利用」等の項目に対し、より細かい利用細則を作成する。
- ・ケアリングフロンティア広尾の立ち上げとともに、図書館の利用および催しの企画などの検討を今後行っていく。
- ・「メディカルオンライン」等の日本語論文データベースの導入の可能性を探る。

【教育研究等支援環境】

- ・学内の競争的資金である奨励研究費の応募数を増やすために、特に助手を含めた若手研究者の投稿を奨励すべく、各領域の教授、准教授は指導体制を強化する。

- ・研究環境の整備に関しては、現在、学内で支給されているパソコンのOSは、サーバーのセキュリティ上の問題でWindowsに限られており、Macintoshも使用可能な研究環境が望まれる。現状では、資金面でこれを実現することは難しいが、継続して検討していく。

【研究倫理】

- ・「臨床研究に関する倫理指針」等に基づいて、研究倫理審査委員会の外部委員導入と審査結果のホームページ等での公開に向けて検討を行い、規程等の見直しを行う。

2. 現状の説明

【施設・設備】

施設・設備等の点検を継続し、夏季には省エネ対策を実施、冬季には夜間暖房の停止、多目的グラウンド等の夜間貸出停止等を実施した。

学生のニーズを反映したキャンパス・アメニティの整備として、学生ラウンジのテーブル・椅子の増加等を行った。

警備、清掃等の業者予算について合見積をとり、業務内容、価格等を考慮した業者を選定した。

【図書館】

平成26年度武蔵野館閉館のための移管作業に関しては、武蔵野赤十字病院改築事業に伴い、武蔵野館は平成26年度末に閉館することになり、4月から12月まで教員及び図書館課職員で広尾館への移管資料の選定作業を実施し、3月に資料を広尾館に移管した。平成27年度武蔵野館移管資料以外の資料の一部除籍を行う予定である。

橋本文庫等の資料に関しては、武蔵野館の閉館確定により、橋本文庫の移管を本社と協議し、3月末で移管作業を終了した。平成27年度に本学移管資料以外の資料を除籍する。主な移管先は、日本赤十字社、日本赤十字豊田看護大学、日本赤十字広島看護大学、日本赤十字九州国際大学、防衛庁関係施設、German National Library of Medicineである。

サービス向上のために以下の方策を実施した。なお、平成25年度の資料統計及び利用統計は資料2及び資料3のとおりである。

- ・学生部会 TBC の立ち上げ：図書館運営委員会では、図書館サービスの向上へ向けて利用者のニーズを把握すべく学生部会 TBC を立ち上げ、教員1名、学部・大学院修士課程および博士課程学生各1名による活動が活発に行われた。図書館への要望アンケート、企画展示、選書ツアー、ビブリオバトル、ガイドマップの作成、くつろぎコーナー設置等を実施した。
- ・図書館だよりを発行した（年4回）。
- ・メディカルオンラインの導入について検討し、平成27年度導入が決定した。
- ・ケアリングフロンティア広尾の立ち上げとともに、図書館の利用および催しの企画などの検討開始。
- ・保護者会寄付からiPad10台リースし、図書館内及び学内で貸出を実施し、さらに、無線LANスポットを強化した。
- ・史料室の歴史史料の電子化が終了。（公開データは約2,000件）
- ・土曜日の閉館時刻を平成27年度より30分延長し17時30分に変更する。

他大学図書館との相互協力の拡大に関しては、青山学院女子短期大学図書館、実践女子大学・短期大学部図書館、聖心女子大学図書館との4大学・短期大学図書館相互協力協

定を行った。併せて国連大学との相互協力が開始された。

- ・大学情報リポジトリへの博士学位論文全文公表について、博士学位論文の全文公表ができない場合、代わりに要約を公表することについて、その手順などについて新たなルール作りを行い、教員、院生に周知した。

【教育研究等支援環境】

昨年度より、競争的資金等の研究支援に関する情報をホームページ上で提供してきたが、今年度は提供する情報量を拡充した（資料 7-4）。また、研究室フロア（4F）の研究支援コーナーにおける参考資料等も更に充実させた。また今年度より、新しい情報は全教員に随時メール配信することにより、即時性を担保した。

学部学生の研究支援として、卒業論文（「研究Ⅱ」）を学生がホームページ上で閲覧できるように整備し、予定通り5月にアップした（根拠資料 7-5）。

昨年度は1回だった研究支援にかかるFDは、研究倫理委員会との共催で2回開催した。1回目は9月25日に「平成27年度の科学研究費説明会」を行った。昨年は説明だけであったが、今年度は応募書類の書き方についての具体的な指導が3人の教員によって行われた。2回目は2月に「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドラインに伴うコンプライアンス」に関する研修会を開催し、研究倫理に関する研究者の意識向上を図った。

今年度からの試みとして、ケアリングフロンティア広尾のリサーチ・フェスタと共催し、研究発表の場を設け、昨年度奨励研究費助成を受けた研究をポスター発表した。

【研究倫理】

本学の教職員や学生が研究倫理を遵守して研究活動を行うために、2014年度に利益相反マネジメント・ポリシー（資料 7-15）、利益相反マネジメント委員会規程（資料 7-16）を整備した。さらに、2014年8月文部科学省の「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づき、「研究活動上の不正行為防止等に関する規程」を整備した（資料 7-17）。2013年度から開始した全教員と全大学院生対象の研究倫理講習会を今年度も開催し、受講者には受講証明書（3年間有効）を発行した。2014年度の研究倫理審査申請件数は130件であった。

3. 点検・評価

①効果が上がっている事項

【施設・設備】

- ・施設・設備等の点検を継続し、不具合には迅速に対応した。
- ・学生のニーズを反映したキャンパス・アメニティの整備を継続した。
- ・節電や資源の無駄遣いの取り組みを継続した。

【図書館】

- ・委員会及びTBCクラブの協力により図書館運営の活発化、利用者サービスの充実、特に学生の意見を取り入れた改善と機器の充実が図られた。
- ・相互協力提携図書館が増加した。

【教育研究等支援環境】

- ・ホームページや研究支援コーナーでの研究情報の提供、メール配信、また科研費説明会における応募書類作成に関する指導等により、平成27年度の科研応募総数は17件とな

っており、昨年度の応募件数と比較して3件増加した。また、今回は「基盤研究（A）」のような助成金額の大きな研究テーマへの応募も見受けられたため、申請額としては前年度より5,000万円程度の増額となった（根拠資料7-6）。また、海外研究助成の応募件数も昨年と同数（4件）であったが、今年度は学会発表だけでなく、高度実践看護師教育の病態生理学とフィジカルアセスメントのコースの一部に参加し、授業展開を学ぶ2週間の研修も含まれた（根拠資料7-7、7-8、7-9、7-10）。

- ・来年度6月に開催される「第16回日本赤十字学会学術集会」において、数名の学部卒業生が発表する予定であることも、上記拡充策の成果と考えられる。
- ・ケアリングフロンティア広尾のリサーチ・フェスタと共催し、昨年度奨励研究費助成を受けた研究をポスター発表した結果、学内外から約100名の参加者があり、教員の研究活動・交流の場がさらに拡充した。

【研究倫理】

- ・公正で厳格かつ迅速な倫理審査を行うために、チェックシート形式の申請書を作成し、3名の委員による予備審査結果をもとに、委員会で全体審議を行い、審査委員会できめ細かなチェックを行い、教育的観点からの助言を行っている。審査委員会の組織・運営に関する規程ならびに委員名簿、開催状況・審査の概要は、倫理委員会報告システムにおいて公表し、これまで倫理的問題は生じていない。研究倫理に関する講習会は、受講者から高い評価を得た（資料7-18）。

②改善すべき事項

【施設・設備】

- ・ファイルサーバの容量不足やWEBメールの不具合、無線電波の受信不良箇所等、情報システム上の問題があり、校舎全体の無線LAN、メールシステムの更新が必要となっている。
- ・実習室では経年劣化により使用困難となっている物品や機材の整理、各専門領域で購入する消耗品等の在庫を整理し、実習室収納スペースの有効活用を図る必要がある。
- ・博士課程共同災害看護学専攻の開設に伴い、実習室を一部改編し、設備も一新したため、有効に活用できるようにマニュアル整備を行い、適切な機材管理を進める必要がある。

【図書館】

- ・アクティブ・ラーニングが行われる場所、また学生が自習する場所として図書館の利用促進を検討していく。

【教育研究等支援環境】

- ・昨年度同様「若手研究」の応募件数が0件であったため、積極的な応募を促す。
- ・修士論文の公表場所をホームページにするのかりポジトリにするかについての検討が急務である。
- ・奨励研究費に関しては応募件数が伸び悩み満額消化できなかった（根拠資料7-11、7-12）。

【研究倫理】

- ・研究倫理審査委員会規程には、委員に学外有識者（外部委員）を含めるとの規定があるが、現在のところ外部委員はいない。
- ・学部生の卒業研究の倫理審査申請件数も増加しているため、迅速審査の枠組みをつくり、迅速かつ公正な審査を行う必要がある。

4. 平成27年度に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

【施設・設備】

- ・今後も学生や教職員の意見を反映させた施設・設備の改善に関する中長期計画を立て、整備を行っていく。

【図書館】

- ・大学院生室の図書スペースの充実化を図る。

【教育研究等支援環境】

- ・来年度はホームページを刷新し、トップページのユニバーサル・カテゴリに「研究」を設けるなど、研究助成に関する情報提供ポータルを拡充する。
- ・ケアリングフロンティア広尾のリサーチ・フェスタとの共催による研究発表の数を増やすべく、奨励研究だけでなく、学内の他の研究の発表や大学院生等にも発表の門戸を開放することなども検討する。

【研究倫理】

- ・今後も、公正厳格で迅速な審査を行う。研究不正防止および利益相反マネジメントを含む研究倫理講習会の受講義務化を継続する。

②改善すべき事項

【施設・設備】

- ・改装した実習室のマニュアル整備を行い、適切な機材管理を進める。
- ・経年劣化した実習室備品や機材については、交換・更新・購入計画を立てて整備する。実習室収納スペースの有効活用のため、消耗品の計画的購入と在庫管理を徹底する。
- ・ファイルサーバの容量不足やWEBメールの不具合、無線電波の受信不良箇所等、情報システム上の問題を解決するため、校舎全体の無線LAN、メールシステムの更新を行う。
- ・リポジトリ等、ホームページのコンテンツの整理・検討を行い、リニューアルを図る。

【図書館】

- ・図書館運営委員会と情報システム委員会の連携を強化し、史料室と図書館双方の所蔵史料を整備し、アーカイブス化を図る。

【教育研究等支援環境】

- ・科研費の「若手研究」の応募件数が0件であった。来年度は、教授・准教授が積極的に助教・助手の指導を行い、各領域1件の応募等の具体的目標を検討し応募につなげる。
- ・科研の助成を受けられなかった場合には、奨励研究助成に応募させる等、代替案を提供し研究の促進を図る。

【研究倫理】

- ・研究倫理審査委員会の委員に学外有識者（外部委員）を委任するための予算措置を講じる。
- ・2015年度から研究活動上の不正行為防止等に関する研修が義務付けられるため、研修企画を進める。
- ・迅速審査の枠組みをつくり、運用する。

5. 根拠資料

【施設・設備】

7-1 教材教具係 「仕事年間スケジュール」「申合せ」

【図書館】

7-2 平成 26(2013)年度図書館資料統計

7-3 平成 26(2013)年度図書館利用統計

【教育研究等支援環境】

7-4 ホームページ教職員専用ページ

<http://www.redcross.ac.jp/faculty/index.html>

7-5 ホームページ在学生専用ページ

<http://www.redcross.ac.jp/student2/report.html>

7-6 科研費補助金交付一覧

<http://www.redcross.ac.jp/about/subsidy.html>

7-7 平成 25 年度 海外研究活動助成一覧（前期）

7-8 平成 25 年度 海外研究活動助成一覧（後期）

7-9 平成 26 年度 海外研究活動助成一覧（前期）

7-10 平成 26 年度 海外研究活動助成一覧（後期）

7-11 平成 25 年度 奨励研究費申請一覧

7-12 平成 26 年度 奨励研究費申請一覧

【研究倫理】

7-13 日本赤十字看護大学研究倫理審査委員会規程

7-14 日本赤十字看護大学研究倫理審査委員会運営要領

7-15 日本赤十字看護大学における利益相反マネジメント・ポリシー（大学 HP）

<http://www.redcross.ac.jp/about/subsidy.html>

7-16 日本赤十字看護大学利益相反マネジメント委員会規程

7-17 日本赤十字看護大学研究活動上の不正行為防止等に関する規程

7-18 2013 年度・2014 年度研究倫理講習会参加者アンケート集計結果

第8章 社会連携・社会貢献

1. 平成26年度の発展方策（平成25年度年報に記載）

①効果が上がっている事項

【地域連携】

- ・公開講座は、参加者のニーズに即した展開なので、来年度も、引き続き外部講師による大規模の講演会を1回、学内講師による比較的小規模の講演会を3回、全体として計4回と拡大していく方向である。

【国際交流】

- ・スイスのラ・スース大学との交換協定の締結を推進する。
- ・海外講師等の講演会を継続実施する。
- ・研究活動や教育活動等を通じて、海外とのネットワーク拡大促進を継続する。

【フロンティアセンター】

- ・研究・実践リンク部門では、「ケアリングフロンティア広尾」における諸プロジェクト活動をさらに展開し、評価する。
- ・災害看護部門では、引き続き浪江町住民を対象にした支援活動を行う。武蔵野地域防災活動ネットワークについては継続していくが、武蔵野キャンパス工事に伴う資材の保管、活動拠点について検討することが課題である。
- ・フロンティアセミナー部門では、平成25年度の開催テーマを土台に企画、運営する。
- ・認定教育課程では、平成26年度をもって休止することになったため、単位認定ができず未修了となった者が出た場合には次年度以降の受皿がないため、開講中に全員が修了できるよう取り組む。

②改善すべき事項

【地域連携】

- ・社会との連携・協力に関する本学の基本方針を検討する。
- ・ホームカミング・デーは、周知方法にソーシャルネットサービスなどを導入するなどの改善を行ったが、参加者数の増加には繋がらなかった。テーマ設定の難しさや同窓会との連携など、ホームカミング・デー実施に至った当初と状況が大きく変わってきていることから、開催の時期や方法などを見直す必要がある。
- ・公開講座は、高齢者向けの生涯学習事業として位置づけ、ポスター・チラシ等に明記する（私立大学等総合支援事業タイプ2項目⑰「高齢者の学び直しの観点から高齢者向けの生涯学習事業に位置づけられているか」という点に該当する）。また、現在は、渋谷区からの後援を得ているが、それを「共催」とし、行政からも広報活動のバックアップを得て、より広く住民に広報活動を展開していく。
- ・既存の学部授業や演習、公開講座等の組み合わせによって単位を換算し、社会人を対象とした、「大学における履修証明プログラム」の可能性について検討していく。

【国際交流】

- ・ホームページやFacebook等を通じて国際交流の成果を社会により積極的に発信していく。

2. 現状の説明

【地域連携】

平成26年度に、社会との連携・協力に関する本学の基本方針となる「地域社会連携ポリシー」を定めた。このポリシーは、①地域社会への教育機能の開放、②地域活動に携わる人材育成、③地域や社会特性に応じた研究、④教職員・学生の社会貢献活動への支援、⑤赤十字および卒業生との連携による社会的課題の解決を方針としている。地域連携委員会と看護実践・教育・研究フロンティアセンターが、この方針に基づいて社会との連携協力するための活動の中心となっている。教授会のもと、地域連携委員会が責任主体となり、活動の推進及び検証を担っている。

①公開講座の実施

平成26年度は、外部講師と本学教員らによる講座を合わせて4回の公開講座を行った。第1回は、6月26日に講師に山崎章郎氏を迎え「自宅で最後まで過ごす」をテーマとして開催し、259名の参加者があった。第2回「在宅で最後まで過ごすために訪問看護師としてできること」(7/8)、第3回「在宅での看取り」(7/29)は本学教員を講師として、第4回「元気に在宅で過ごすために」(9/18)は渡辺久美氏を講師として開催し、それぞれ24名、31名、27名の参加があった。広報は、病院や福祉施設等へのポスター・チラシの配布、従来の受講者へのダイレクトメール、本学のホームページ等を通して行った。参加費は無料とした。

②卒業生・修了生向けのシンポジウム（ホームカミング・デー）

平成26年度のホームカミング・デーは、大学祭と合わせた日程で、6月7日（土）に、「学生時代の私と今の私」をテーマに行った。シンポジストは、病院の看護副部長および看護師長を務める各1名、看護専門学校教員の1名の卒業生3名であった。参加者は29名であった。広報は、例年同様、ハガキ、ホームページ、電子メールでの参加を呼びかけに加え、Facebookを活用して参加者を募集した。

③渋谷区立広尾中学校「総合的な学習の時間」への協力

渋谷区立広尾中学校から「総合的な学習の時間」への協力要請に応じて、高齢者疑似体験プログラムを老年看護学領域の教員による指導のもと実施した。中学2年生68名の生徒が参加し、生徒からも有意義な体験ができたと好評であった。

④「大学における履修証明プログラム」の可能性

既存の学部授業や演習、公開講座等の組み合わせによって単位を換算し、社会人を対象とする「大学における履修証明プログラム」の可能性について検討した結果、本学で実施することは困難であるとの結論に達した。

【国際交流】

平成9年度に米国コロラド大学、平成19年度にスウェーデン国赤十字大学、平成25年度にはタイ国タイ赤十字看護大学、そして平成26年度にはタイ国チュラロンコン大学とスイス国ラ・ソーヌ大学、フィリピン国フィリピン大学マニラ校と「看護教育及び研究・開発に関する覚書」を締結し、学生研修、交換学生制度や教員の隔年派遣、研究協力等による国際交流を行っている。

武蔵野短期大学と統合した平成17年度より豪国モナッシュ大学での語学研修を継続している。

さらに平成27年度より、看護学部での実習を取り入れた研修プログラムについて検討していく。

JICA海外研修員研修の受け入れやINFJ外国人研修生を受け入れることにより、積極的に国際交

流を行っている。

平成26年度は、ラ・ソース大学から招聘した教員による国際交流委員会主催講演会を実施した。その結果、学部生、大学院生、教職員そして周辺関連施設の看護職員が国際交流に参加する機会となり、教育や研究への良い刺激を受けた。

平成26年度は、締結校以外のタイ国タランケン看護大学の教員らの視察を受け入れた。

【フロンティアセンター】

教育部門では認定看護師教育課程を運営し、2014年度は3分野78名の修了生を輩出した。受験者の減少に伴い、2014年度をもって課程の休止を迎えた。

災害看護部門では、2004年度から立ち上げた武蔵野地域防災活動ネットワークが10周年を迎えた。武蔵野市民防災協会、行政と協働したセミナーを今年度も開催し、地域住民とのネットワークづくりを継続している。この経験を元に、広尾地区（日本赤十字社医療センター、日本赤十字社総合福祉センター、乳児院および本学）の地域防災組織を結成し防災計画に取り組んだ。

研究・実践リンク部門では、2013年度より広尾地区の医療福祉教育部門の連携を深めるための「ケアリングフロンティア広尾」プロジェクトを開始し、リサーチ・フェスタをはじめとする7つのプロジェクトを運営中である。2012年9月から福島県浪江町と協定を結び、いわき市在住の浪江町民を対象にした健康調査・支援事業を行い継続中である。活動拠点として「日赤なみえ保健室」を開所し、被災者の健康を守ること、町民の絆を深めコミュニティの再生をめざして、健康問題の悪化を防止することを目的とした支援活動である（資料8-3）。

フロンティアセミナー部門は、専門職者のスキルアップにつながるテーマを企画し、開催した。

3. 点検・評価

①効果が上がっている事項

【地域連携】

- ・平成26年度の公開講座は、外部講師を迎えての講演と本学教員等による講義・実技の計4回行った。受講者の満足度も高く、内容としては参加者のニーズに即した内容だったと思われる。27年度の公開講座は認知症をテーマに3回開催する予定である。
- ・平成26年度に初めて広尾中学校の「総合的な学習の時間」に協力した。生徒が高齢者疑似体験プログラムをとおして高齢者への理解が進み、看護大学ならではの成果が得られた。

【国際交流】

- ・スイス国ラ・ソース大学に加え、タイ国チュラロンコン大学と交換協定を進めていく方針がまとまり、協定書締結を行うことができた。
- ・今年度も国際交流委員会主催による海外講師の講演会を継続して実施することができた。
- ・海外研修員の受け入れプログラムに参加した学部生や大学院生の意見から、授業参加態度について参考になったことが確認できた。昼休み、学部生、院生、教員との交流も行われた。
- ・大学のホームページやFacebookを通じて、国際交流の成果を発信することができた。

【フロンティアセンター】

- ・認定看護師教育課程は2014年度で休止となるが、開設以来9年間に944名の修了生を輩出したことは、臨床看護の向上に寄与できる人材育成という点で大きな成果と評価できる。また、地域防災のための武蔵野地区のセミナーを10年間実施し住民および行政の支持を受けている

こと、さらに「なみえ保健室」を運営していることが地域防災や被災地の復興支援に繋がっていると考えている。「なみえ保健室」は、住民や行政からの評価も得られ、現在まで資金支援を得ながら運営を継続できている。その成果により厚生労働大臣から感謝状を受けた。

- ・「ケアリングフロンティア広尾」の組織化を行い活動を開始したことで、病院、大学、福祉施設の連携が強まった。

②改善すべき事項

【地域連携】

- ・さらに公開講座の受講者を増やす。
- ・高齢者向けの生涯学習事業としての公開講座事業は定着しているが、渋谷区・港区等の生涯施設との連携を行っていない。
- ・ホームカミング・デーへの卒業生と修了生の参加が少なく、大学と卒業生・修了生との交流が十分とはいえない。

【国際交流】

- ・大学のホームページやFacebookを通じて、国際交流の成果を積極的に発信していく。
- ・研究活動や教育活動等を通じて、海外とのネットワーク拡大促進をしていく。

【フロンティアセンター】

- ・フロンティアセミナー、リサーチ・フェスタ、新人看護師をサポートする会等への参加者を増やすために、より魅力的な企画内容・広報戦略の工夫を行う必要がある。

4. 平成27年度に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

【地域連携】

- ・高齢者向けの生涯学習事業としての公開講座事業として定着し、多年にわたる参加者が多い。社会のニーズ等や参加者のアンケート等をもとに新たな参加者もひきつけるような平成28年度公開講座の企画を練る。

【国際交流】

- ・スウェーデン国赤十字大学、タイ国タイ赤十字看護大学、タイ国チュラロンコン大学そしてスイス国ラ・ソース大学と円滑な国際交流を図る。
- ・豪国モナッシュ大学での語学研修を継続していく以外にも、平成27年度より看護学部での実習を取り入れた研修プログラムについて、担当者を決定し交渉していく。
- ・海外講師の講演会を継続して実施していく。
- ・大学のホームページやFacebookを通じて、国際交流の成果を積極的に発信していく。
- ・研究活動や教育活動等を通じて、海外とのネットワーク拡大促進をしていく。

【フロンティアセンター】

- ・認定看護師教育課程が休止したことで、継続教育プログラムの新たな構築、フロンティアセミナー等フロンティアセンターの機能を再検討し、組織を再編する必要がある。ケアリングフロンティア広尾の活動をより活発化する。

②改善すべき事項

【地域連携】

- ・平成27年度から渋谷区の広報メディアに公開講座のお知らせが掲載される見込みとなっ

たが、公開講座の受講者をさらに増やすため広報活動を強化する。

- ・行政だけでなく渋谷区・港区等近隣の生涯施設や諸団体との連携を図り、本学の教育研究の成果をより一層地域社会に還元していく。その一環として、本学近隣の地域住民への貢献を目的に、本学の強みである防災関連のテーマで公開講座を開催する企画を立てる。
- ・ホームカミング・デーの参加者を増やし、卒業生・修了生との交流を促進するため、同窓会との連携を強化する。平成26年度に同窓会役員と協議した結果、同窓会総会の開催日にホームカミング・デーを平成29年度より実施する方向で概ね合意できたので、同窓会総会の了承を得るためホームカミング・デーの目的を明確化し、具体的な企画を立てる。
- ・広尾中学生に対して、本学が協力して行った「高齢者疑似体験学習」は大変好評であり、来年度も是非、行ってほしいとの要望があり、平成27年度も協力する予定である。しかし、実施時期、費用の負担、事故があった場合の責任の所在、実習の際に物品の破損が起きた場合の修繕費の負担などについて協議する必要がある。

【国際交流】

- ・国際交流委員会関連の行事が開催される際は、写真撮影を行い、大学のホームページやFacebookに国際交流の成果を発信する。
- ・研究活動や教育活動等を通じて、海外とのネットワーク拡大促進をしていく。

【フロンティアセンター】

- ・各事業の安定した財源がないため、各事業単位でどのように財政基盤を固めつつ事業の安定した運営を行うかについて、全学的な検討を行う。
- ・新人看護師をサポートする会については、6月のホームカミング・デーと同時開催としていたが、平成27年度より大学祭が秋に移行するため、新人看護師にとっていつの時期にどのような形態の支援が最も適切なのかを再検討し企画する。

5. 根拠資料

- 8-1 日本赤十字看護大学看護実践・教育・研究フロンティアセンター規程
- 8-2 日本赤十字看護大学看護実践・教育・研究フロンティアセンター運営委員会規程
- 8-3 看護実践・教育・研究フロンティアセンター実績報告書 2014年度（2015年5月発刊予定）

第9章 管理運営・財務

第1節 管理運営

1. 平成26年度の発展方策（平成25年度年報に記載）

①効果が上がっている事項

- ・外部の研修参加を職員に奨励するとともに、参加しやすい学内のSD研修を充実させる。

②改善すべき事項

- ・平成27年度に事務組織体制及び定員数を確定することから、平成26年度に組織体制全体から事務職員の採用・昇格等にも含め検証していく。また、処遇改善や意欲・資質の向上を図る対策をとる。
- ・FD・SDポリシーマップのSD関連項目に関して、より具体的な計画案を策定する。

2. 現状の説明

平成26年度大学運営機構に、新たに教学マネジメント会議を立ち上げ、大学評価実施委員会、将来構想推進協議会、危機管理委員会等を年2～3回開催することで大学内での課題への取組みを明確化し、PDCAサイクルを運用する取組みがなされた。

また、学校教育法改正等の関連から、管理運営体制の見直しが図られた。その中において入試・広報、国際交流、研究支援・研究倫理、地域連携、看護実践・教育・研究フロンティアセンター、図書館等の組織体制をセンター化することの検討が図られた。

私立大学等改革総合支援事業や文部科学省の課題解決型高度医療人材養成プログラムへの申請取組を実施した。その成果として、私立大学等改革総合支援事業タイプ1に採択され、3月末に900万円が補助額として内示された。

平成26年度の事務局組織は、学務課入試・広報係が総務課入試・広報係へと変更となり、平成27年度から一時的に武蔵野キャンパスを休止することに伴い、平成27年度事務局人員の見直し（実際は削減）を行った。

事務局SDについては、9月24日に学園の監事を講師とし、「赤十字職員とは」をテーマとし研修会を実施した。さらに私立大学協会等を中心とした外部研修会に職員が参加した（資料9-1-1）。

3. 点検・評価

①効果が上がっている事項

- ・事務局SDが年1回であるが定着化し、職員の業務の振り返り等のきっかけとなっている。

②改善すべき事項

- ・処遇改善や意欲・資質の向上が業務以外の面を含めて対策をとる必要がある。

4. 平成27年度に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

- ・センター組織の専門業務や特殊業務の推進を図っていく。

②改善すべき事項

- ・センター化に伴い、職員の業務分掌との相違が見え始め、平成27年度内に事務局組織体制を検討すべきである。

5. 根拠資料

9-1-1 平成26年度職員研修状況

第2節 財務

1. 平成26年度の発展方策（平成25年度年報に記載）

①効果が上がっている事項

- ・科学研究費補助金等の競争的外部資金の確保に向けたさらなる働きかけを行う。

②改善すべき事項

- ・予算執行に伴う効果を分析・検証する仕組みを確立する。
- ・国庫補助金の増額に向けた政策対応を行う。
- ・寄付金確保に結びつく対策を行う。
- ・教職員の原価意識の熟成を図る。

2. 現状の説明

科学研究費補助金については補助金説明会、教員会議、教授会場を活用して、研究費の申請を促進した。

学園本部が取りまとめた決算分析データを教職員間で共有した。

国庫補助金の増額に向け、私立大学等改革総合支援事業のタイプ1に該当する取り組みを実施した。

平成27年度から新たな寄付制度が整備できるよう検討を開始した。

教職員の原価意識を強化し、安易な予算消化に繋がらないように、経費使用申請・物品購入申請時の確認を徹底した。また、光熱水費の削減喚起にも努めた。

予算編成時においては、実務担当者からのヒアリングを重点的に行い、実態に即した予算計上であることを確認した。

3. 点検・評価

①効果が上がっている事項

- ・科学研究費補助金申請件数が増加した。
- ・私立大学等改革総合支援事業のタイプ1の支援対象校として選定された。

②改善すべき事項

- ・予算執行に伴う効果を分析・検証する仕組みを整備できなかった。

4. 平成27年度に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

- ・科学研究費補助金申請を引き続き促進する。
- ・私立大学等改革総合支援事業のタイプ1以外の取組みについても取り組みを強化する。

②改善すべき事項

- ・予算執行に伴う効果を分析・検証する仕組みの整備に当たり、教職員の原価意識の強化も踏まえ、予算執行管理を徹底する。

5. 根拠資料

9-2-1 学園ホームページ「財務公開」

<http://www.redcross.ac.jp/disclosure/financial.html>

第 10 章 内部質保証

1. 平成 26 年度の発展方策（平成 25 年度年報に記載）

①効果が上がっている事項

- ・大学評価実施委員会において各委員会等が PDCA サイクルの概要を報告するシステムを発展させ、第 2 次日本赤十字学園中期計画（平成 26 年度から平成 30 年度）と関連付けた大学改革を前進させる。

②改善すべき事項

- ・学外者が自己点検・評価に参加することを検討する。

2. 現状の説明

内部質保証のシステムを機能させるために 2014 年度に行ったことは以下の通りである。

PDCA サイクルの確立を各委員会・事務局各部署に求め、2014 年度年報（自己点検・評価報告書）をまとめた（資料 10-1）。

5 月と 10 月の年 2 回、各委員会・事務局各部署の活動目標・計画・結果を大学評価実施委員会で報告・検討し、2015 年度の大学評価を受けるために自己点検・評価報告書をまとめ、大学基準協会に提出した（資料 10-2）。

将来構想推進協議会を 7 月に開催し、第 2 次日本赤十字学園中期計画（2014 年度から 2020 年度）の方針や重点目標等について検討を行った（資料 10-3）。今後の各委員会等の活動計画に反映する予定である。

2014 年度から、IR（Institutional Research;機関研究）機能の強化の観点に基づき IR 部会の設置（2015 年度から IR 会議に名称変更）し、本学の政策形成、意思決定を支援するための情報提供をする部門として活動し開始した。

教育研究活動のデータベース化については、従来通り、年度末に教員業績表を提出してもらい、それを大学の共有フォルダに保存した（資料 10-4）。

学外者からの意見反映に関しては、大学基準協会からの評価意見を反映しているが、それ以外の学外者からの評価は受けていない。

3. 点検・評価

①効果が上がっている事項

- ・単年度単位での PDCA サイクルを確立するために年報を継続的に発行できている。また、その内容をホームページで公表し、社会に対する説明責任を果たしている。
- ・大学基準協会の大学評価を受けるため申請を行った。

②改善すべき事項

- ・大学基準協会以外の学外者の意見を自己点検・評価に反映させるシステムを検討する。

4. 平成 27 年度に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

- ・第 2 次日本赤十字学園中期計画（2014 年度から 2020 年度）と関連付けた大学改革を前進させる。
- ・大学基準協会による大学評価の实地調査が円滑に実施できるように協力する。

②改善すべき事項

- ・学外者の意見を自己点検・評価に反映させるシステムを検討し導入を目指す。

5. 根拠資料

- 10-1 2014 年度年報（本学ホームページ）
<http://www.redcross.ac.jp/disclosure/annualreport.html>
- 10-2 2014 年度日本赤十字看護大学点検・評価報告書
- 10-3 第 2 次日本赤十字学園中期計画（2014 年度から 2020 年度）（大学 HP）
<http://www.jrc.ac.jp/pdf/chukikeikaku-2.pdf>
- 10-4 教員業績 2014（本学 S ファイルに保存）

終章

各章ごとに提起された平成 27 年度に実現すべき主な課題を以下にまとめる。

第 1 章（理念・目的）では、在学生・卒業生・修了生などを対象として実施したディプロマ・ポリシーの到達度調査の結果（平成 25 年度から平成 27 年度まで）を比較検討すること。

第 2 章（教育研究組織）では、大学の理念にもどづく諸活動を実践するための大学の組織図、教員組織の検討を進め、具体的な組織の改正案を実施すること、新たな組織の運営に関する規程の改正を行い適切な運営かどうかの検証を行うこと。

第 3 章（教員・教員組織）では、FD・SD 委員会主催による教員の教育能力向上および大学財務の基礎知識向上に役立つ FD を実施すること、授業評価結果の公表に関する学部学生や教員の評価を調査すること、大学院の授業評価の今後のあり方を検討すること。

第 4 章（教育内容・方法・成果）では、学部の課題として、2012 年度から実施している新カリキュラムの教育効果を検証すること、GPA 導入後の影響を調査すること、学生による実習評価アンケートの結果を実習指導の質の向上に役立てること。研究科の課題として、教育目標やディプロ・ポリシーとの一貫性を担保した教育目的を検討すること、社会人学生が学びやすい環境を整えること、学生による授業評価を活用して授業改善を図ること。

第 5 章（学生の受け入れ）では、学部の課題として、高等学校の新教育課程に準拠した入試科目や入学後の成績との相関関係など検証を行うこと、非常時のために試験問題をストックすること、支部長推薦入試の今後の在り方の見直しを行うことなど。研究科の課題として、学内推薦・学内選考・特別選考などの新しい入試形態を導入し学生確保を図ること、継続的な定員充足・早期の学生確保を図るべく第 1 回入試を 8 月に実施し大学院説明会を年 5 回開催すること。

第 6 章（学生支援）では、奨学金を受けている学生のフォローアップを検討すること、4 年生に対して就職セミナー・相談会の企画を検討すること、学生自治会との意見交換の場を前期・後期各 1 回の開催とし学生生活に反映できるようすること、学内・外部委託の 2 つの学生相談が活用されるよう情報提供など周知方法を検討すること。

第 7 章（教育研究等環境）では、実習室のマニュアル整備を行い適切な機材管理を進めること、情報システム上の問題を解決するため無線 LAN・メールシステムの更新を行うこと、ホームページのリニューアルを図ること、図書館運営委員会と情報システム委員会の連携を強化しアーカイブス化を推進させること、科研費の「若手研究」の応募件数を増やすこと、科研の助成を受けられなかった場合の代替案を提供し研究の促進を図ること、研究倫理審査委員会の委員に学外有識者（外部委員）を委任するための予算措置を講じること、研究活動上の不正行為防止等に関する研修の企画を進めること、迅速審査の枠組みみをつくり運用すること。

第 8 章（社会連携・社会貢献）では、行政だけでなく渋谷区・港区等近隣の生涯施設や諸団体との連携を図り、本学の教育研の成果をより一層地域社会に還元していくこと、ホームカミング・デーでの卒業生・修了生との交流を促進するため同窓会との連携を強化す

ること、国際交流委員会関連行事の写真をホームページや Facebook に掲載し国際交流の成果を発信すること、研究活動や教育活動等を通じて海外とのネットワークを拡大していくこと、各事業単位で財政基盤を固めつつ事業の安定した運営を行うこと、新人看護師をサポートする会に関していつどのような形態の支援が最も適切なのか再検討し企画すること。

第 9 章（管理運営・財務）では、センター化に伴い職員の業務分掌との相違が見え始めたため平成 27 年度内に事務局組織体制を検討すること、教職員の原価意識の強化も踏まえ予算執行管理を徹底すること。

第10章（内部質保証）では、大学基準協会の大学評価以外の学外者の意見を自己点検・評価に反映させるシステムを検討すること。

序章で記したように、平成 26 年度は大学基準協会の大学評価を受けるため、点検・評価を実施し、報告書を提出した。平成 27 年度末には大学基準協会から評価結果が示される予定である。その評価も踏まえ、今後の大学の教育研究や組織運営に関して、さらなる改善に向けての自己点検・評価を行わなければならないと考える。

**日本赤十字看護大学 年報
平成 26 年度
自己点検・評価報告書**

平成 27 年 12 月発行

発行者 日本赤十字看護大学

〈広尾キャンパス〉

〒150-0012 東京都渋谷区広尾 4-1-3

TEL 03(3409)0875(代表)

〈武蔵野キャンパス〉

〒180-8618 東京都武蔵野市境南町 1-26-33

TEL 0422(39)7546